

ごあいさつ



近年の我が国は、少子高齢化や核家族化の進行に伴う価値観やライフスタイルの多様化により、地域住民の関係は希薄化し、介護や子育ての不安、障がい者の自立などこれまでの福祉課題に加え、貧困、社会的孤立など新たな課題が生じており、こうした福祉課題はこれまでにも増して複雑・多様化しています。

本市においては、平成24年度に串間市長期総合計画の基本理念を踏まえた串間市地域福祉計画を策定し、串間市社会福祉協議会の串間市地域福祉活動計画と連携したさまざまな取組を行うとともに、高齢者・障がい者・児童の各分野ごとの計画に基づき、福祉の増進を図ってきたところですが、新たな福祉課題は、これまでの制度や福祉サービスだけでは解決できなくなっています。

こうした状況のなか、国は、ニッポン一億総活躍プランにおいて、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現を提唱しました。また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に伴う社会福祉法の改正により、市町村に包括的な支援体制の整備を努力義務化するとともに、地域福祉計画を福祉部門の上位計画として位置付けました。

本市では、こうした国の動きや新たな福祉課題に対応するため、このたび、串間市社会福祉協議会と連携・協働して本計画を改定し、平成30年度を初年度とする「第2期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、「地域共生社会」の理念を盛り込み、これまで市民・関係団体や行政が築いてきた経験や知識、ノウハウなどの資源を最大限活用するとともに、それぞれの役割を果たしながら、ともに地域社会をつくっていくことを目的としています。

今後ますます進行する少子高齢社会において、地域の活力を維持し続けるためには、すべての市民がそれぞれの役割を持ち、お互いに支え合っていかなければなりません。すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活することができるよう、本計画に基づき、さまざまな取組を皆様と一緒に推進してまいりますので、御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案をたまわりました串間市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケートなどに御協力いただきました市民の皆様、関係団体に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

串間市長 島田 俊光

ごあいさつ



近年の少子高齢化と人口減少は、今後の医療福祉分野はもとより、日本の産業全体に深刻な影響を及ぼすものと誰もが憂慮する中、社会情勢の変容や経済・雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、引きこもりといった社会的孤立、生活困窮や低所得層の拡大の問題、また高齢者や児童の虐待、悪徳商法などの権利擁護に関する問題など、地域における生活課題は複雑かつ多様化、さらにはますます深刻化しており、その解決機能の一端を担う住民相互のつながりも希薄化しております。

このような状況を踏まえ、今日の複雑・多岐にわたる複合的な課題を丸ごと受け止め、解決に向けた施策の実施を図ることが必要不可欠との観点から、国では、生活困窮者自立支援法の施行、介護保険法改正においては地域包括ケアシステムの構築を目指すなどの一連の法改正の実施、さらには一億総活躍プランによる地域共生社会の構築・実現を目指すなど、地域における生活基盤の整備を図る事業が既に実施されています。これはすべての人が互いに助け合い、自立した生活を維持できる地域づくりの実現に向け取り組むべき方向性を示したものと考えております。

串間市社会福祉協議会には、串間市地域福祉計画の基本理念である「ともに暮らし・ともに支えあう みんながやさしさでつながる くしま」の実現を唯一の使命として、今日の福祉課題をすべて受け止め、その解決に向けた取組、具体的な事業の実施が強く求められています。

これから、串間市社会福祉協議会は、市民の皆様とともに地域福祉を推進する中心的団体として、市民の皆様の相談や声を受け止め、それぞれの住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることができるよう、また同時に国が提唱する地域共生社会の実現に向け行政をはじめ関係機関・団体、あらゆる社会資源と連携、協働して本計画の推進に邁進していかなければならぬと痛感しております。

市民の皆様方には、これからも串間市社会福祉協議会が行う福祉諸事業への御理解と御支援、さらには地域における福祉・互助活動へのなお一層の積極的な参画をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、御協力いただきました福祉関係団体の皆様、住民の皆様方に衷心より感謝申し上げ、あいさつと致します。

平成30年 3月

社会福祉法人串間市社会福祉協議会

会長 武田憲昭

もくじ

第1章 計画の概要	3
1. 計画策定の背景	3
2. 計画の性格と位置付け	4
3. 計画の期間	7
4. 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方	8
5. 計画の策定体制	9
6. 市民の意見聴取とその目的	10
第2章 串間市の現況と現状	15
1. 串間市の現況	15
2. 串間市の現状	15
第3章 地域福祉に関する現状と課題	27
1. 市民の意見聴取の結果	27
2. 市民の意見聴取から見える現状と課題	60
第4章 計画の基本的な考え方	65
1. 基本理念	65
2. 基本目標	66
3. 地域福祉を推進するための方向性	67
4. 計画の体系	69
第5章 施策の展開（みんなで取り組むこと）	73
基本目標1	74
1. ふれあい・交流を充実しよう	74
2. 地域福祉の理解を深めよう	77
3. 地域のきずなを深めよう	79
基本目標2	81
1. 支え合える関係を深めよう	81
2. ボランティア活動を深めよう	83
基本目標3	85
1. 安全・安心を支える体制を充実しよう	85
2. 健康づくりに取り組もう	87
基本目標4	88
1. 新たな福祉ニーズに対応する仕組みをつくろう	88
2. サービス向上の仕組みをつくろう	90
第6章 計画推進のための成果指標	95
第7章 計画の推進のために	99
1. 「みんなで取り組む地域福祉の推進」をめざして	99
2. 計画の点検・評価	100
資料編	103
1. 第2期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過	103
2. 串間市地域福祉計画策定委員会設置条例	104
3. 串間市地域福祉計画策定委員名簿	106

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

本市では社会福祉協議会と協働して、地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、平成24年度に「串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域住民、福祉事業所などの主体的な福祉への取組に向けた施策を推進し、また福祉サービスの整備・充実、地域住民の交流活動や支え合い活動などを支援してきました。

一方、我が国の福祉を取り巻く状況をみると、ひきこもりや孤立死、虐待の増加など、新しい不安や課題が発生し、深刻な社会問題となってきています。これらの課題は「制度の狭間」と言われるよう、公的なサービスや制度だけでは対応できないことが少なくありません。

基本的な福祉ニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域におけるさまざまな生活ニーズへの対応を図るうえで、地域住民が主体となり、お互いに支え合って対応していく必要があり、いわゆる「自助・互助」の視点を盛り込んだ地域福祉計画の策定が必要であるとの考え方が示されています。

また、景気回復が実感できない地方経済情勢や各地で頻発する地震や大雨などの自然災害により、生活困窮者対策や災害時の要援護者対策などの新たな課題が注目されています。さらに国では、介護保険制度の改正や障害者総合支援法の成立、子ども・子育て関連3法の成立など、さまざまな福祉政策の見直しを進めています。

このような背景を踏まえ、市と社会福祉協議会は、本市における課題を再整理し、市民・地域（市民、市民団体、ボランティア、福祉関係団体（事業所）など）と協力して課題解決に取り組むことをめざし、このたび「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に見直し、「第2期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

2. 計画の性格と位置付け

(1) 地域福祉とは

私たちの住む地域には、高齢者、障がいのある人、子ども、働きながら子育てや家族の介護をしている人、外国人などさまざまな人が暮らしています。「地域福祉」とは、こうした人の誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくよう、市民・地域、社会福祉協議会、市が協働し、助け合い、支え合える社会を築いていくことです。

これまで、行政による福祉の拡大により、困っている人に対して保護し、援助してきましたが、少子高齢化の進行や個人の生活様式の多様化にともなう福祉ニーズの増大など、私たちを取り巻く環境は大幅に変化しています。こうした流れを背景に、地域住民が福祉の受け手となるだけでなく、担い手になることが期待されています。

地域の中で助け合い、支え合いながら、誰もが安心して生活できるようにするために、生活上の課題や悩みを話し合い、自分たちにできることを考え、お互いに手を貸したり、気づかったりするなど身近なところからはじめ、市民一人ひとりの幸せな暮らしをみんなで支えていくことが大切です。

(2) 計画の目的

本計画は、5年後、10年後も住み慣れた地域での助け合いや支え合いにより、誰もが安心して幸せな生活を送ることができるよう、地域全体で地域福祉の推進をめざしていく計画です。

そのためには、市の将来像や福祉の理念など、今後のめざす方向性を明らかにするとともに、地域の生活課題を把握し、それらを解決するために何をしたらいいのかを地域のみんなで考え、市民・地域、社会福祉協議会、市がそれぞれの役割の中で、お互いに連携・協力し、取り組んでいくことが大切です。

こうした、地域の中でともに支え合い生きるまちをめざし、地域全体における地域福祉の気運を高め、地域の生活課題を解決するための方策や仕組みづくりの方向性を示すことを目的としています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられ、地域福祉を推進していく主役である市民や社会福祉協議会をはじめとする福祉関係事業所、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取組や、市の支援策についてまとめています。

(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」はともに地域住民などの参加を得て策定されるものであり、「地域福祉の推進」を目的として、互いに補完・補強し合う関係にあります。前計画の策定時には、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化し、「ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる くしま」を基本理念として、その目的を実現するために施策を推進してきました。

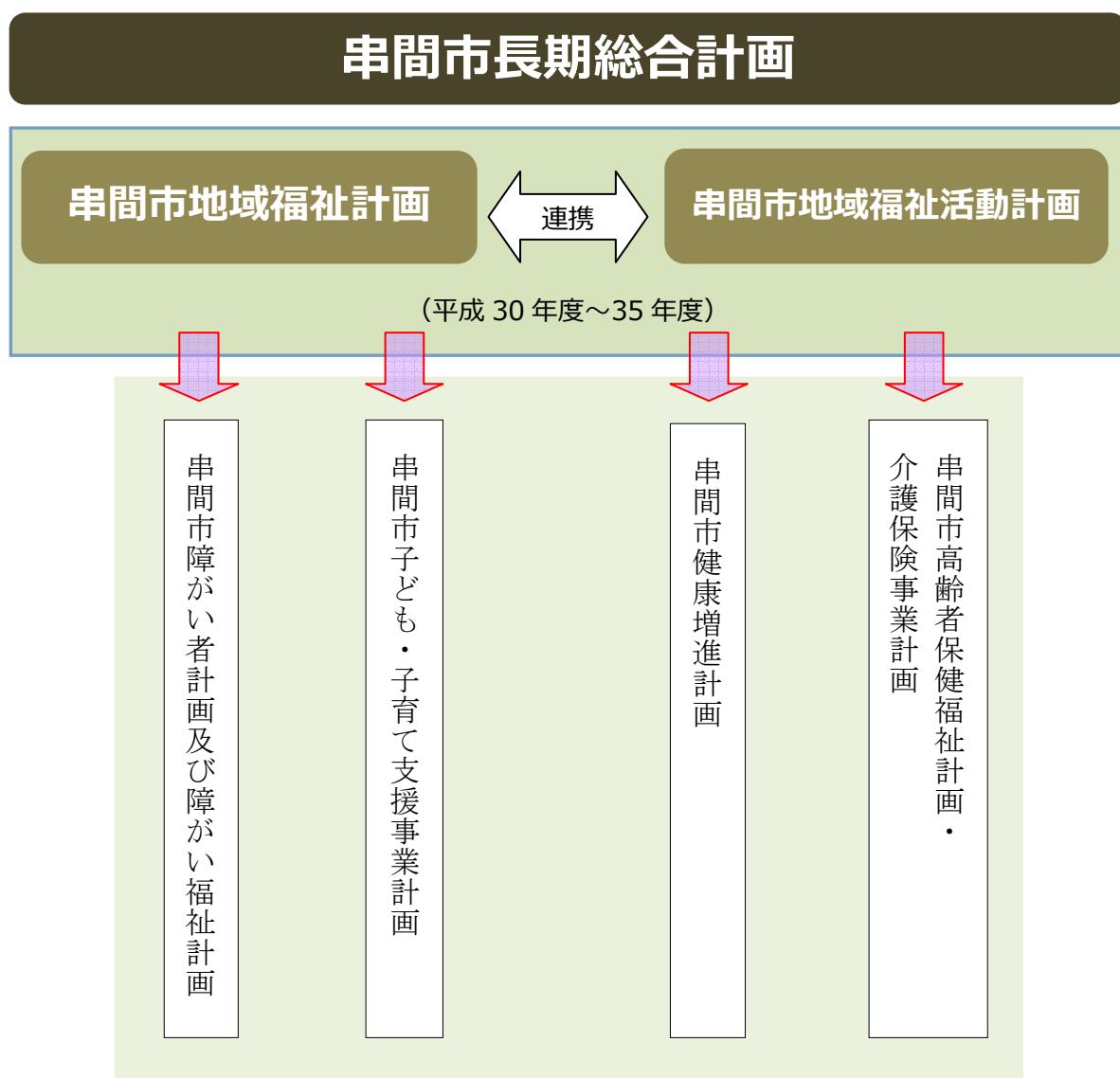
今回の計画策定においては、社会情勢の変化、前期施策の課題や市民アンケートなどの結果から見えてくる課題を共有し、市と社会福祉協議会が緊密な連携を図り、前回と同様に地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。



(5) 他の行政計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「串間市長期総合計画」の福祉分野の基本目標を具体的に推進するとともに、福祉の各分野に共通する事項を定める、福祉分野の上位計画として位置付けます。

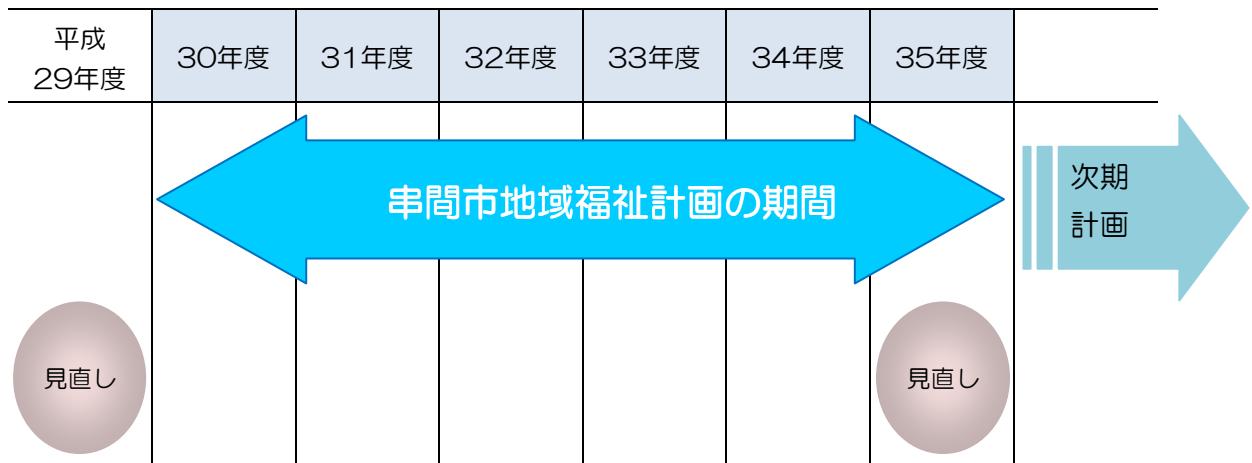
本計画は、各分野の個別計画である「串間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「串間市障がい者計画及び障がい福祉計画」「串間市子ども・子育て支援事業計画」「串間市健康増進計画」、その他の関連する計画と調和を図りながら、これらを総合的に推進します。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成35年度までの6年間とします。

また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行っていきます。



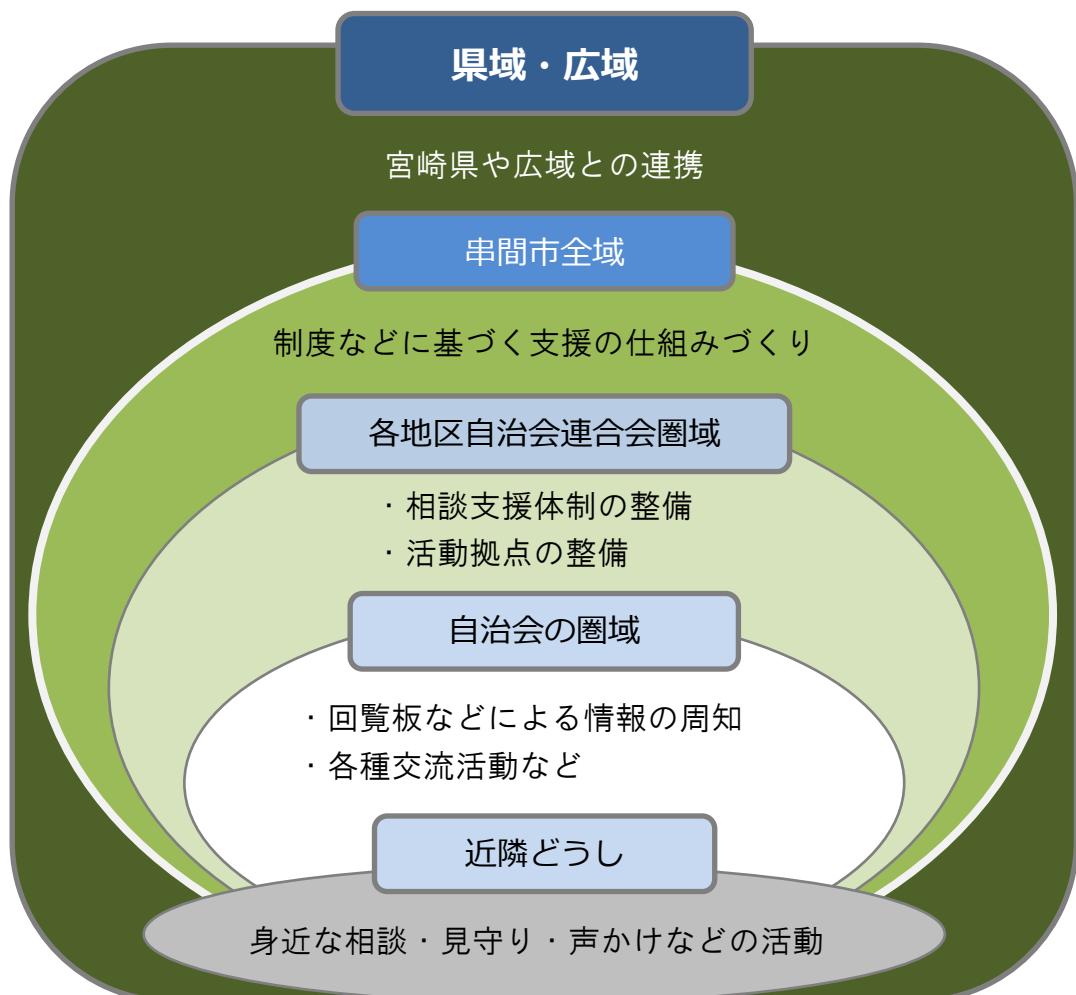
4. 地域福祉を進めるうえでの「圏域」の捉え方

(1) 地域福祉のセーフティネットの仕組み

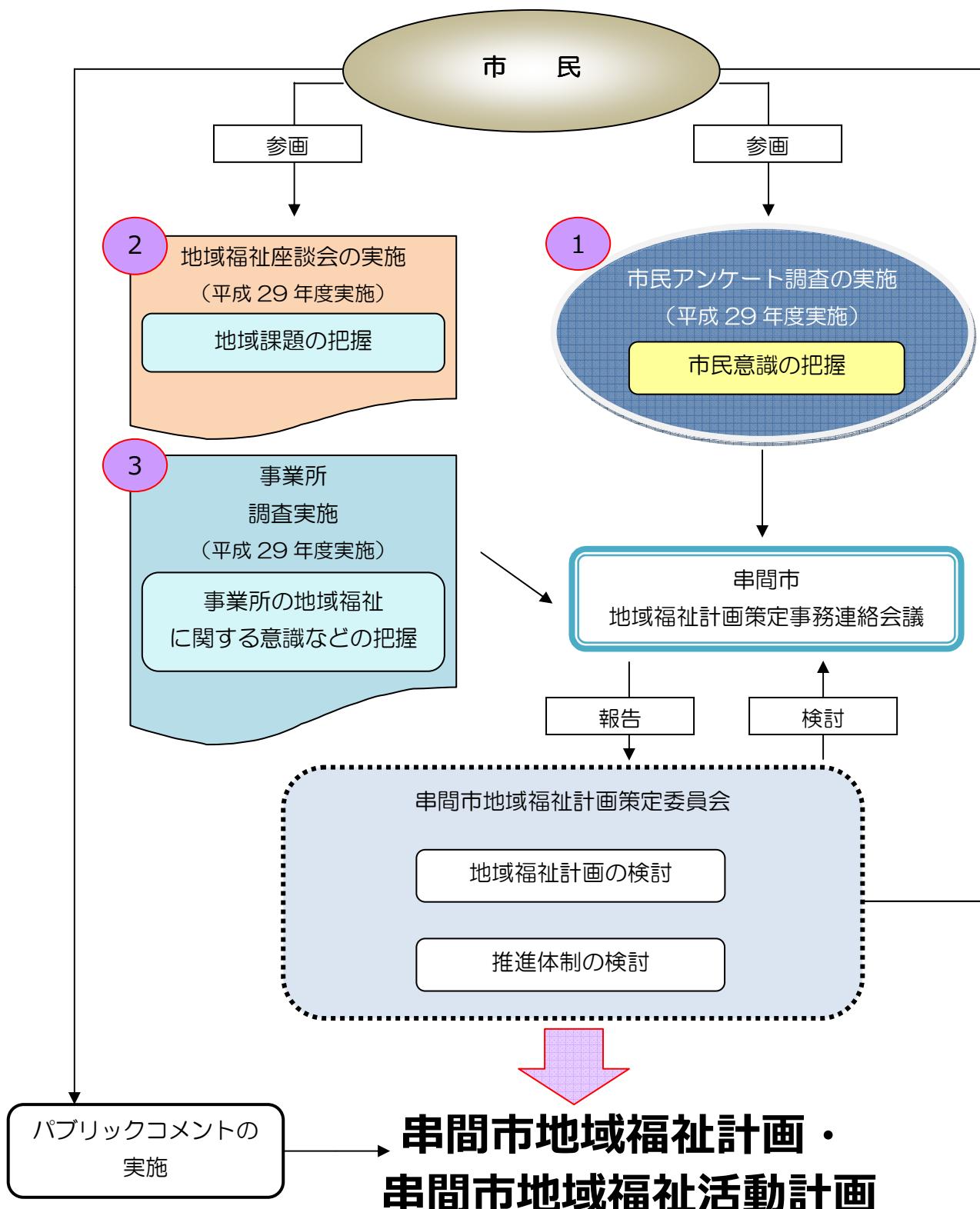
地域住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むには、個々のニーズに即したきめ細かい配慮が必要になります。

地域福祉活動は、そのような課題が見える小さな圏域を単位として行われることが多く、そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有し、課題への対応の検討を通して新たな活動の展開につなげていきます。

本計画では、地域福祉を進めるうえでの圏域を次のように考え、圏域ごとの機能を明確化することで、それぞれの特性を活かした活動を展開していきます。



5. 計画の策定体制



6. 市民の意見聴取とその目的

本市では、市民の意見を本計画へ反映させるため、①市民アンケート、②地域福祉座談会、③事業所調査を実施しました。

(1) 市民アンケートの概要

市民アンケートは、地域福祉に関する意識や地域での支え合いの状況、日常生活での課題や問題点などを把握し、本計画に反映させるとともに、今後の本市の福祉行政を推進するための基礎資料とする目的で実施しました。

① 調査時期

平成29年9月実施

② 調査対象者及び調査方法

住民基本台帳に登録されている16歳以上の市民の中から2,000名を抽出し、プライバシー保護のために無記名方式とし、調査方法は郵送にて実施しました。

【主なアンケート項目】

- 1) 世帯・居住状況について
- 2) 地域での暮らしについて
- 3) 福祉に関する活動の状況について
- 4) 地域の福祉について
- 5) 防災について
- 6) 虐待、権利侵害について
- 7) 交通手段について

③ 回収状況

配布数	2,000 件
回収件数	822 件
回収率	41.1%

(2) 地域福祉座談会の概要

地域福祉座談会は、地域住民が日頃から感じている各地区の現状や福祉課題を本計画に反映させることを目的に実施しました。

① 実施日時

日程：平成29年10月12日（木曜日）

時間：午後7時～午後8時30分

② 各地区グループの人数

実施形式：4人～6人の各地区グループによる話し合い形式

③ 各地区グループの地区分類

串間市内全域を6地区に分けて実施

地区名	
1	福島地区
2	北方地区
3	大東地区
4	本城地区
5	都井地区
6	市木地区

④ テーマの内容

- ◆地域とのネットワークについて
- ◆地域活動、ボランティア活動について
- ◆近所づきあい、見守りについて
- ◆安全・安心について
- ◆相談・情報の提供について
- ◆福祉サービスについて
- ◆生活環境について



(3) 事業所調査の概要

事業所調査は、地域課題の把握や地域貢献、高齢者や障がいのある人などの雇用促進などについて、事業所の対応状況を確認し、本計画に反映させることを目的に実施しました。

① 調査時期

平成29年10月実施

② 調査対象

本市に所在する11事業所

③ 調査方法

調査用紙の郵送・回収

④ 主な調査内容

- 1) 地域福祉計画の認知度について
- 2) 地域住民との交流や関係づくりについて
- 3) 職員に対するボランティア活動（社会貢献活動）の推進について
- 4) 子育て中の人を雇用するための環境整備について
- 5) 地域の抱えている課題や住民ニーズの把握及び取組について
- 6) 行政や他分野の事業所との情報交換及び連携について
- 7) 日常生活自立支援事業などの活用について
- 8) バリアフリーに向けた取組について
- 9) 高齢者や障がいのある人の雇用の促進について
- 10) 高齢者や障がいのある人が地域で長く生活していくための環境整備について
- 11) 関係機関との連携によるサービス内容の周知について

第 2 章 串間市の現況と現状

第2章 串間市の現況と現状

1. 串間市の現況

(1) 位置・地勢

本市は、宮崎県の最南端に位置し、東部は日向灘、南部は志布志湾に面し、北西部は都城市、日南市、西部は鹿児島県志布志市と接しています。

東部から南部に続く延長 77 km の海岸線は、日南海岸国定公園に属し、南国情緒豊かな風景が続きます。

年平均気温は 18.6 度(平成 28 年)と、年間を通じて高温多雨の南国的情緒に恵まれ、豊富な農産物を産出しています。

2. 串間市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 29 年 12 月現在で 18,912 人となっており、減少傾向で推移しています。

年齢別の構成比をみると、0~14 歳人口と 15~64 歳人口は年々減少しているのに対し、65 歳人口は年々増加し続けています。

■年齢3区分別人口推移

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年
0~14歳	男性	1,164	1,115	1,112
	女性	1,109	1,063	1,052
	計	2,273	2,178	2,164
15~64歳	男性	5,117	4,970	4,755
	女性	4,937	4,795	4,604
	計	10,054	9,765	9,359
65歳以上	男性	2,954	2,985	3,050
	女性	4,383	4,381	4,339
	計	7,337	7,366	7,389
計		19,664	19,309	18,912

資料：住民基本台帳

各年12月現在

(2) 高齢者世帯の状況

① 高齢者のいる世帯数の推移

本市の総世帯数も年々減少しています。また、近年では高齢者単身世帯の割合が高くなっています。

■高齢者のいる世帯の推移					単位：世帯
区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
総世帯	9,008	8,685	8,400	7,922	
うち高齢者のいる世帯	4,623	4,756	4,616	4,459	
うち高齢者単身世帯	1,373	1,465	1,555	1,572	
	(29.7)	(30.8)	(33.7)	(35.3)	
うち高齢者夫婦世帯	1,359	1,434	1,357	1,261	
	(29.4)	(30.2)	(29.4)	(28.3)	
うち高齢者同居世帯	1,891	1,857	1,704	1,626	
	(40.9)	(39.0)	(36.9)	(36.5)	

資料：国勢調査 ※（ ）内は高齢者のいる世帯に対する構成比

② 高齢者単身世帯数の推移

高齢者単身世帯を性別にみると、女性の高齢者単身世帯数が男性の高齢者単身世帯数の約3倍となっています。

また、年齢別にみると80歳以上の高齢者単身世帯が年々増加しています。

■性別・年齢別高齢者単身世帯							単位：世帯
区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計	
平成12年	311	315	334	240	173	1,373	
平成17年	244	353	372	307	189	1,465	
平成22年	194	300	406	368	287	1,555	
平成27年	254	220	327	393	378	1,572	
うち男性	113	59	61	74	85	392	
うち女性	141	161	266	319	293	1,180	

資料：国勢調査

③ 後期高齢者数の推移

後期高齢者数については、全国的に増加傾向にある中、本市は年々減少し、平成29年12月現在では4,347人となっています。

■後期高齢者数の推移			
区分	平成27年	平成28年	平成29年
後期高齢者数	4,470	4,434	4,347

資料：住民基本台帳 各年12月現在

(3) 要介護（要支援）認定者数の推移

介護保険の要介護（要支援）認定者数は、平成29年12月現在、1,289人となっており、平成27年の1,373人から約84人減少しています。

■要介護（要支援）認定者数の推移			
区分	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	87	57	77
要支援2	197	123	137
要介護1	158	168	184
要介護2	331	289	305
要介護3	266	287	261
要介護4	174	190	170
要介護5	160	157	155
計	1,373	1,271	1,289

資料：医療介護課 各年12月現在

(4) 障がいのある人の推移

平成29年4月現在、障害者手帳を所持している人の総数は1,704人となっており、年々減少傾向にあります。その内訳としては、身体障害者手帳所持者が1,293人、療育手帳所持者が272人、精神障害者保健福祉手帳所持者が139人となっています。

また、難病患者数として、指定難病特定医療費公費負担の対象人数は、平成29年4月現在、延べ157人となっています。

■障害者手帳所持者の推移					単位：人
区分	身体 障害者 手帳 所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳 所持者	合計	総人口に 占める 割合
平成27年	1,337	276	119	1,732	8.7%
平成28年	1,316	271	130	1,717	8.8%
平成29年	1,293	272	139	1,704	8.9%

資料：福祉事務所

各年4月現在

(5) 出生者数の推移

全国的に少子化傾向にあり、本市の出生者数においても平成29年が128人と全体的に減少傾向にあります。

■出生者数の推移				単位：人
区分	平成27年	平成28年	平成29年	
出生者数	135	122	128	

※1月1日～12月31日までの一年間の合計

資料：住民基本台帳

(6) 生活保護受給世帯数の推移

本市の生活保護受給者世帯及び受給者数については、平成29年12月現在、161世帯、186人となっています。

その中でも、高齢者世帯の割合が6割と最も多くなっています。

■生活保護受給者世帯及び生活保護受給者の推移

単位：世帯、人

区分	平成27年	平成28年	平成29年
生活保護受給者世帯	162	164	161
生活保護受給者	200	198	186

資料：福祉事務所

各年12月現在

(7) 外国人の状況（外国人登録者数）

平成29年12月現在、本市で暮らす外国人は99人となっています。総人口に占める割合は約0.5%となっています。

(8) 避難行動要支援者名簿の登録状況

平成29年12月現在、6,461人が避難行動要支援者名簿に登録されています。

(9) 地域福祉を推進する団体と活動などの状況

① 自治会

本市の自治会加入率は、近年、減少傾向にあります。

本市においては、自治会が中心となって地域活動の多くを担っていることから、地域におけるつながり（見守り、支え合いなど）の希薄化が懸念されます。

■自治会加入率

単位：%

区分	平成27年	平成28年	平成29年
自治会加入率	94.6	94.4	93.8

資料：総合政策課

各年4月現在

② 民生委員児童委員

平成29年12月現在、84人の民生委員児童委員が委嘱され、支援を必要とする人の相談や訪問、専門機関への連絡調整など、さまざまな活動をしています。

■民生委員児童委員の数

単位：人

区分	福島地区	北方地区	大東地区	本城地区	都井地区	市木地区
民生委員児童委員	28	12	15	12	8	9
うち、主任児童委員	2	2	2	2	2	2

資料：福祉事務所

平成29年12月現在

③ 高齢者クラブ

平成29年4月現在、市内には23団体、705人が組織された高齢者クラブに加入していますが、近年、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

■高齢者クラブ団体及び会員数

単位：団体、人

区分	平成27年	平成28年	平成29年
団体数	25	25	23
会員数	825	791	705

資料：福祉事務所

各年4月現在

④ 防犯パトロール

平成29年4月現在、市内で17団体が組織され、活動を続けています。
安全・安心なまちづくりの推進のため、地域住民が自ら防犯パトロールや交通安全の見守りなどを行い、地域の見守りを含めた防犯活動を実施しています。

⑤ ボランティア

平成29年9月現在、市内には24団体、1,017人が社会福祉協議会ボランティアセンターに登録して活動しています。

■ボランティア内容別の登録状況

区分	団体	登録者数（人）
高齢者支援	2団体	21
障がい者支援	4団体	32
保健・健康管理支援	3団体	54
防犯・防災	3団体	213
文化・教育	4団体	580
環境・まちづくり	7団体	112
個人		1
その他	1団体	4
計	24団体	1,017

資料：社会福祉協議会

平成29年9月現在

■ボランティアセンター登録団体とその主な活動内容

	団体名	内 容	構成人員
1	串間地区更生保護女性会	犯罪の起こらない明るい社会づくり、子どもの登下校時の見守り活動、公共施設の清掃活動等	75
2	串間市音声訳ボランティア「カナリア会」	視覚障がい者などへ広報紙などをテープに録音し郵送	11
3	福島高校インターラクトクラブ	ウミガメ保護のための海岸の清掃活動、福祉施設訪問、環境美化活動など	7
4	串間市立串間中学校	校区内の環境美化活動、福祉施設訪問など	387
5	串間市スポーツ少年団	スポーツ交流活動、環境美化活動、募金活動など	120
6	串間市食生活改善推進協議会	高齢者、男性、子ども、主婦を対象に料理教室を開催し、生活習慣病の予防から健康づくりについての関心を高める活動	39
7	NPOくしま健康倶楽部	介護予防などの出前講座、健康づくりの人材派遣、講習会、研修会の実施	10
8	串間地区日赤奉仕団	炊き出し訓練、各種講習会(救命救急訓練、除細動器)	104
9	串間市点訳サークル 「カンナ」	広報紙を点字に訳して視覚障がい者などに郵送	4
10	ハッピーライフ 110	高齢者などへの生きがい支援(防災など)、福祉施設を訪問し入所者の話し相手	4
11	串間市立都井小学校みどりの少年団	都井岬に通じる国道の花壇整備や海岸の清掃	19
12	広野歩こう会	ふるさと林道-小布瀬～風野線(市道串間日南線)のモミジ、アジサイ、彼岸花の植栽や沿線の清掃草刈	15
13	環境ボランティアグループ環の会	自然との共生をめざしたエコライフの提案、実践、自然体験学習、命の森作り、キャンドルナイト開催	11
14	「話し相手ボランティア」連絡会	施設や在宅高齢者などの話し相手	17

15	せいふ会	イベントやミュージカルなどの開催、ぞうり作り、フリーダンス、施設訪問、話し相手、登校拒否者への精神ケア	4
16	串間元気クラブ	市内全域の環境美化、清掃活動、公園のトイレ清掃	35
17	あおぞら広場の会	障がいのある人の社会参加を促進し、地域住民との交流の場の提供	9
18	くしまネットワーク協議会	連携型のまちづくり（市民団体の情報交換を進め、協力体制を構築し市民活動を支援）、自然保護・環境美化・防災への啓発	6
19	大黒グループ・イルカランド	道路清掃	25
20	ハッピー串間つながり隊	市民の健康づくり及び社会環境づくりを行う	13
21	串間手話サークル イルカ	手話の勉強会を行い、会員や聴覚障がい者との交流や、通訳支援、健康福祉祭への参加、手話の普及活動を行う	8
22	宮崎県防災士ネットワーク 串間支部	行政及び地区が実施する防災訓練などの支援、市内イベント時の防災啓発活動、各地区防災組織の活動支援、災害発生時における活動支援・協力	34
23	串間史談会	県南の郷土史研究、定例会や講演会、展示会の開催、郷土文化財の研究保存、一般市民向けの歴史ガイド、研究発表の公開など	54
24	からだづくりボランティアの会（仮称）	体操やストレッチを通して個人の基礎体力向上を目指す	5
個　　人			
1	フルート演奏	施設や自治公民館へ出向いてフルート演奏をする	1
	計		1,017

⑥ ふれあい・いきいきサロン

平成29年12月現在、市内64か所、73区において開催され、茶話会、会食会、勉強会（交通安全、防犯、認知症など）、レクリエーションなど、さまざまな活動を行っています。

また、サロンでは介護予防体操などの活動も行っています。

⑦ 地区社会福祉ふれあい推進連絡協議会（地区社協）

平成29年12月現在、旧中学校区ごとに6団体設置（福島地区は有明小校区として設置）されており、地域福祉の啓発普及促進や高齢者・青少年への支援事業など、地域の実情に応じてさまざまな活動を行っています。



第3章 地域福祉に関する現状と課題

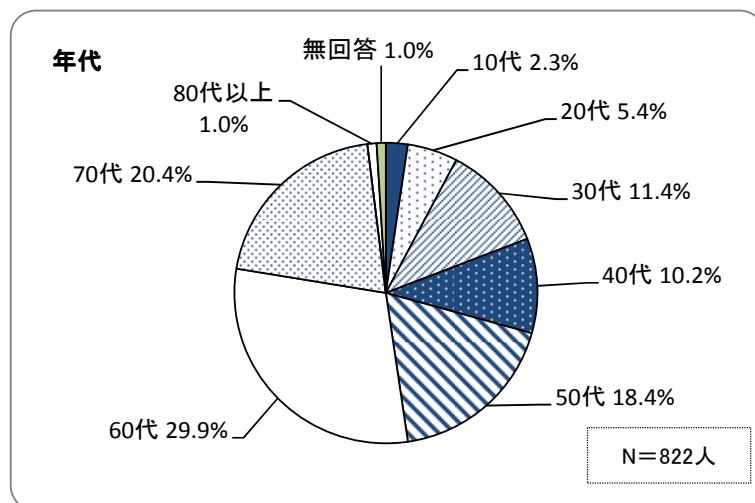
第3章 地域福祉に関する現状と課題

1. 市民の意見聴取の結果

(1) 市民アンケートの結果にみる市民意識・状況

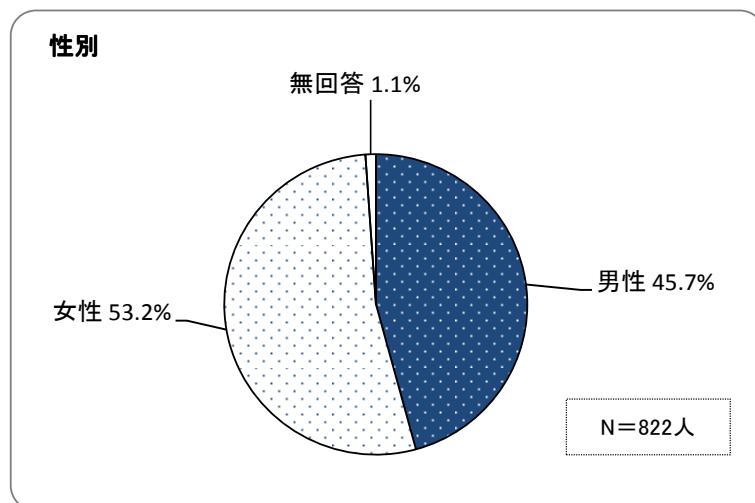
① 「回答者の年代」

回答者の年代は、「60代」の割合が最も高く、次いで「70代」「50代」「30代」となっています。



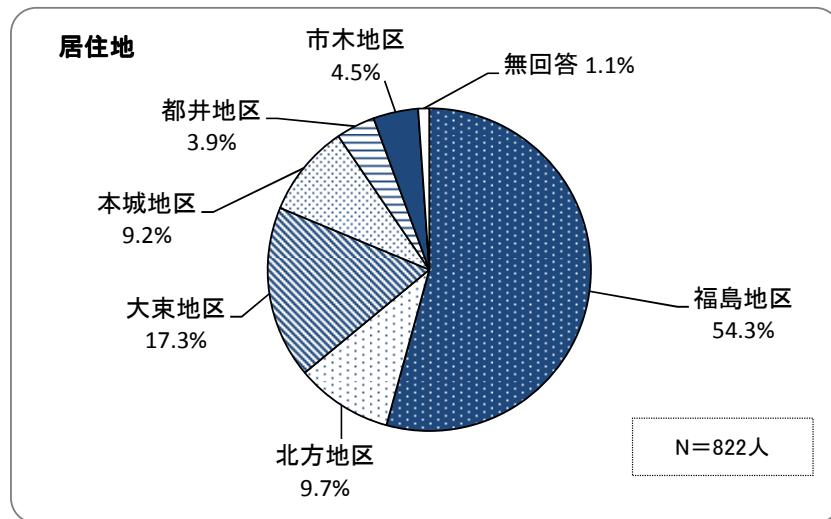
② 「回答者の性別」

回答者の性別は、「男性」45.7%、「女性」53.2%となっています。



③ 「回答者の居住地」

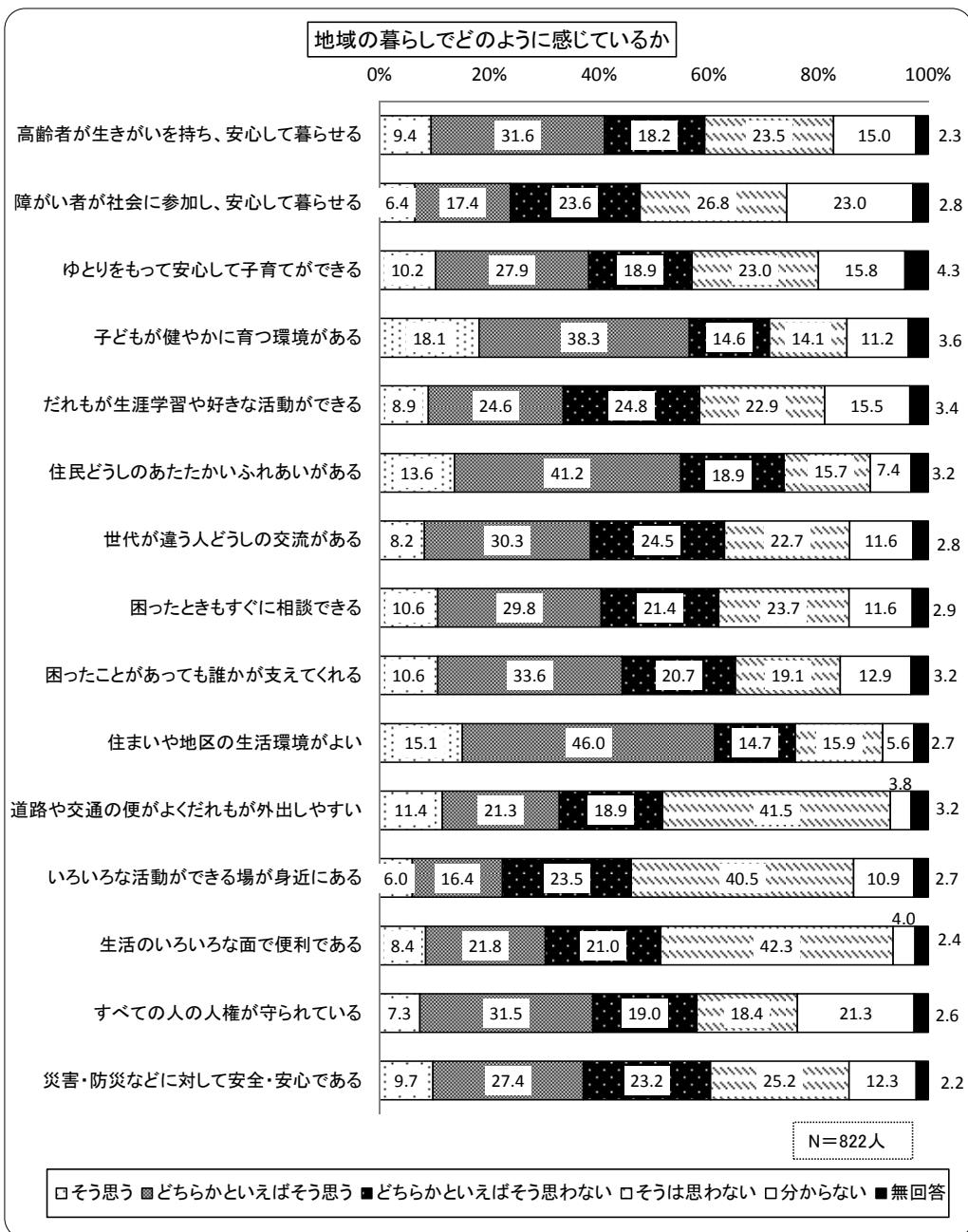
回答者の居住地は、「福島地区」の割合が最も高く、次いで「大東地区」「北方地区」となっています。



④ 「地域の暮らしで感じていること」

地域の暮らしで感じていることで、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の割合が高いのは「子どもが健やかに育つ環境がある」「住民どうしのあたたかいふれあいがある」「住まいや地区の生活環境が良い」となっています。

また「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」の割合が高いのは「いろいろな活動ができる場が身近にある」「生活のいろいろな面で便利である」となっています。



⑤ 「近所の人との交流の程度」

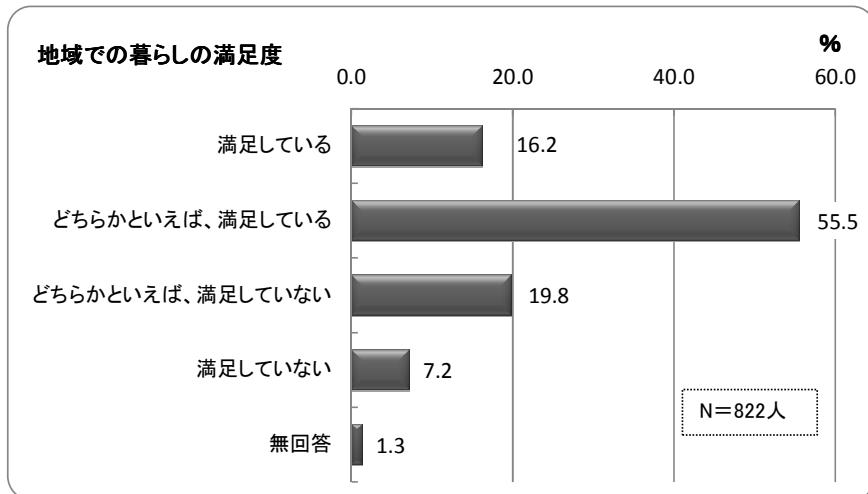
近所の人との交流の程度は、「道などで会えば親しく話をする人がいる」と「あいさつする程度である」の割合が高くなっています。「困ったときには相談したり助け合う人がいる」の割合が全体と比べて高いのは年代別では、「10代」「70代」で、地区別では「北方地区」「大東地区」「市木地区」となっています。

【年代別・地区別】近所の人との交流の程度 単位: %

調査数（人）	り困 助つ けた 合と うき 人に がは い相 る談 した	親家 しを い行 人き が来 いす るほ ど	話道 をな どす るで 人会 がえ いば る親 しく	あい さつ する 程度 である	つほ きと あん どが なま いが なま いま つた く）	そ の 他	無 回 答	
【複数回答】								
全体	822人	18.1	17.9	31.4	27.4	3.4	0.2	1.6
年代	10代	19人	31.6	10.5	21.1	36.8	0.0	0.0
	20代	44人	9.1	15.9	31.8	34.1	9.1	0.0
	30代	94人	12.8	13.8	30.9	35.1	5.3	1.1
	40代	84人	19.0	7.1	22.6	45.2	3.6	0.0
	50代	151人	19.9	17.2	35.1	24.5	2.0	0.0
	60代	246人	16.7	17.9	33.7	26.4	3.7	0.4
	70代	168人	22.6	26.8	29.2	16.7	1.8	0.0
	80代以上	8人	12.5	50.0	25.0	12.5	0.0	0.0
	無回答	8人	12.5	0.0	62.5	12.5	0.0	0.0
地区	福島地区	446人	14.6	17.7	29.6	34.3	2.9	0.0
	北方地区	80人	27.5	17.5	23.8	22.5	3.8	1.3
	大東地区	142人	23.2	16.2	34.5	20.4	1.4	0.7
	本城地区	76人	11.8	22.4	34.2	23.7	7.9	0.0
	都井地区	32人	18.8	18.8	50.0	6.3	6.3	0.0
	市木地区	37人	35.1	21.6	27.0	8.1	5.4	0.0
	無回答	9人	11.1	0.0	66.7	22.2	0.0	0.0

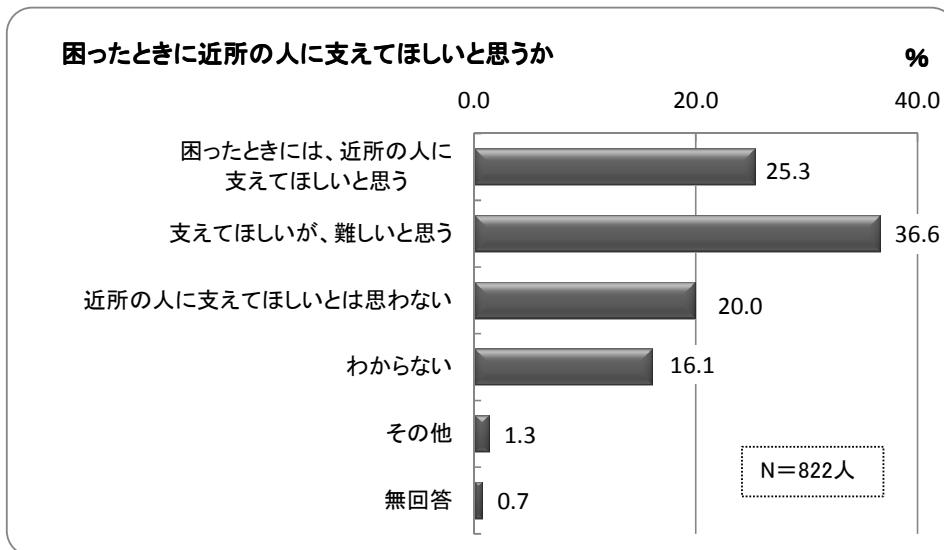
⑥ 「地域での暮らしの満足度」

地域での暮らしの満足度は、「どちらかといえば、満足している」の割合が最も高くなっています。「満足している」の割合が全体と比べて高いのは年代別では、「20代」「70代」「80代以上」で、地区別では、「福島地区」「北方地区」となっています。



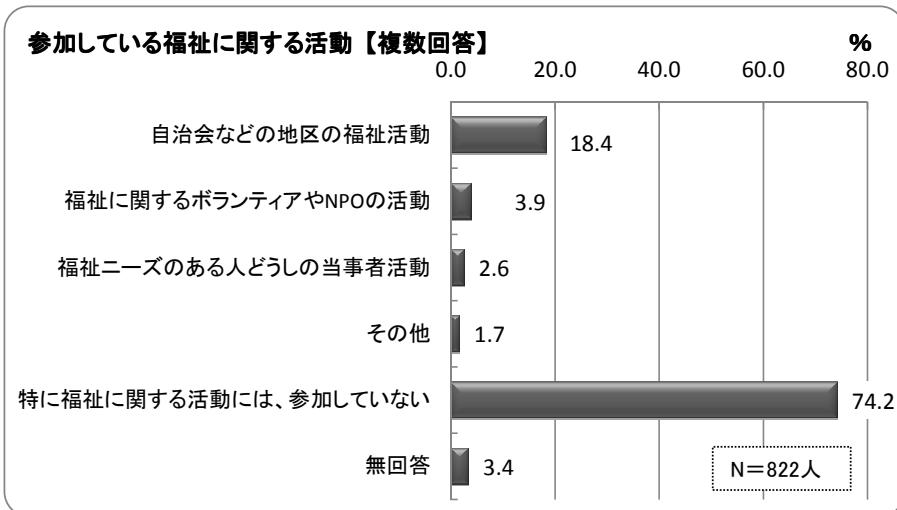
⑦ 「困ったときに近所の人に支えてほしいと思うか」

困ったときに近所の人に支えてほしいと思うかについては、「支えてほしいが、難しいと思う」の割合が最も高くなっています。また、「困ったときには、近所の人に支えてほしいと思う」の割合が全体と比べて高いのは年代別では、「10代」「20代」「70代」「80代以上」となっています。



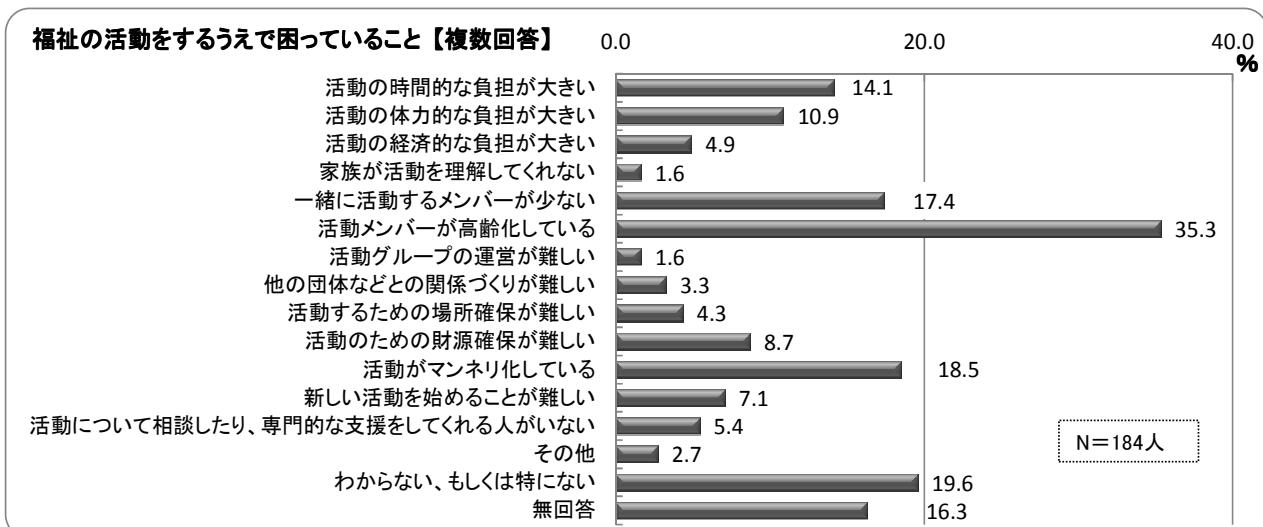
⑧ 「参加している福祉に関する活動」

参加している福祉に関する活動については、「特に福祉に関する活動には参加していない」の割合が最も高くなっています。また、「60代」「70代」「80代以上」で「自治会などの地区の福祉活動」の割合が高くなっています。



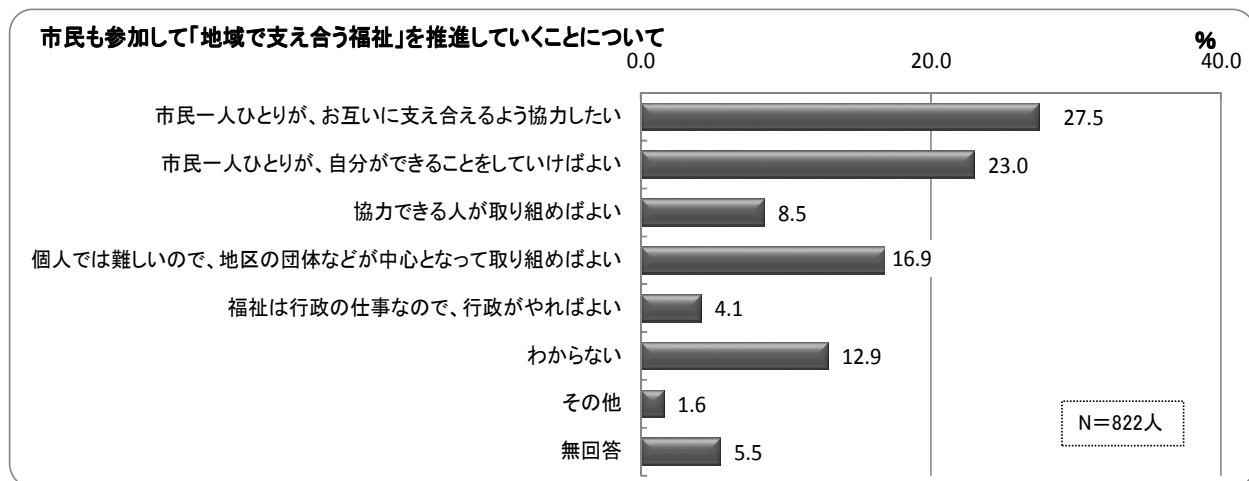
⑨ 「福祉の活動をするうえで困っていること（福祉活動に参加している人）」

福祉の活動をするうえで困っていることについては、「活動メンバーが高齢化している」の割合が最も高くなっています。また「わからない、もしくは特になし」と「活動がマンネリ化している」の割合も高くなっています。



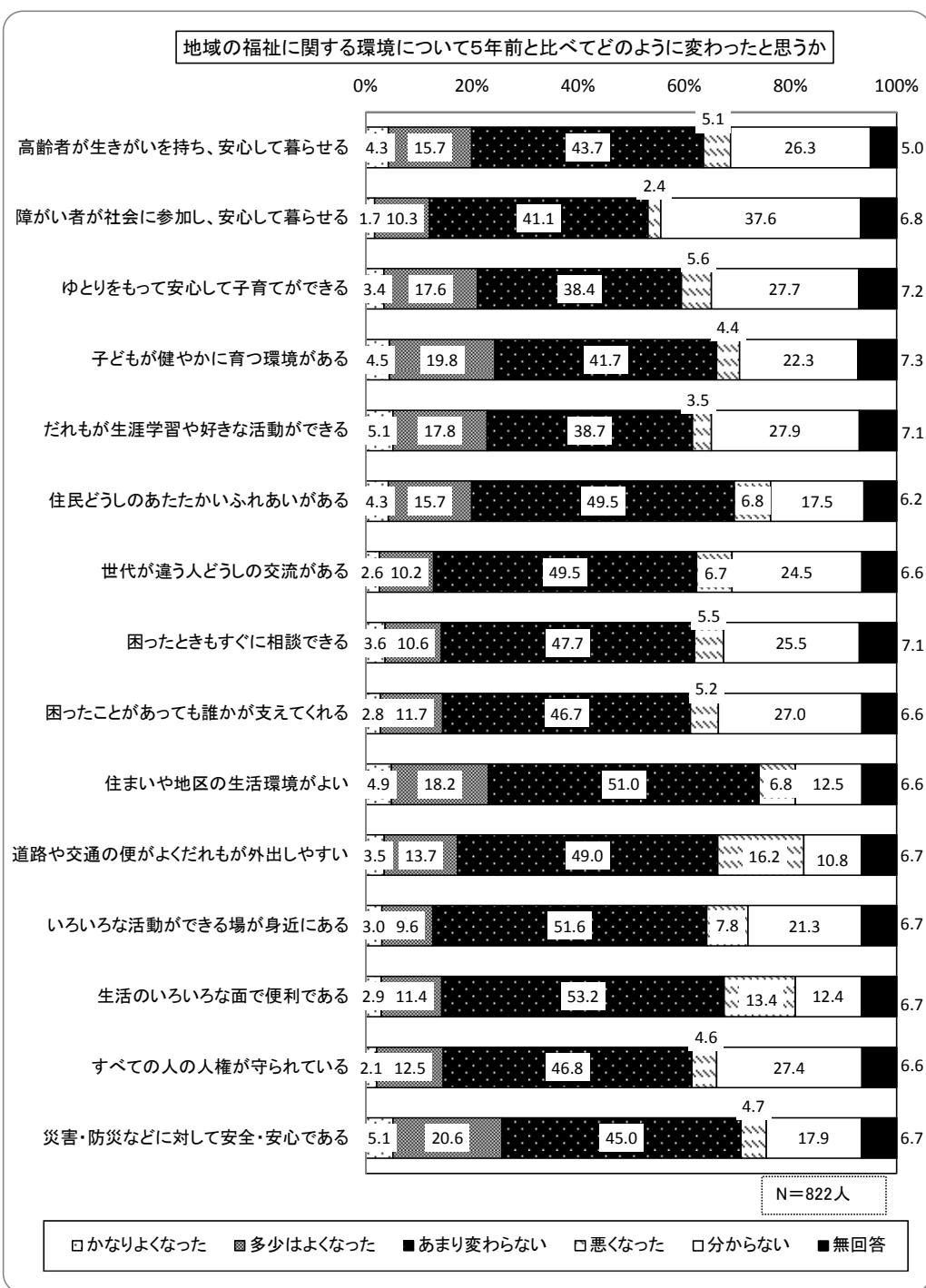
⑩ 「市民も参加して『地域で支え合う福祉』を推進していくこと」

市民も参加して「地域で支え合う福祉」を推進していくことについては、「市民一人ひとりが、お互いに支え合えるよう協力したい」「市民一人ひとりが、自分ができることをしていけばよい」の割合が高くなっています。また「協力できる人が取り組めばよい」と全体の約1割の人が回答し、「わからない」「無回答」と回答した人は合わせて全体の2割弱となっています。



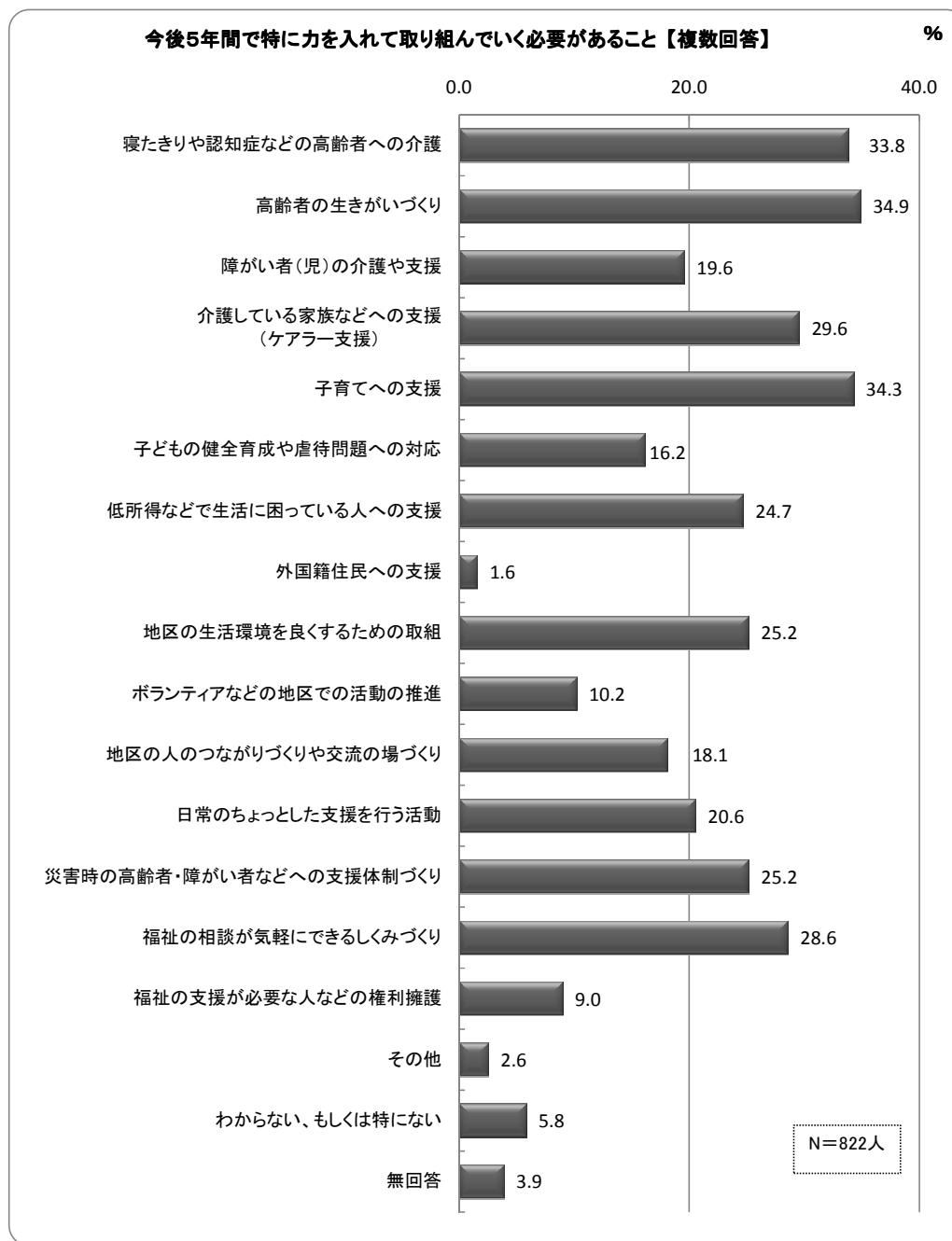
⑪ 「地域の福祉に関する環境について5年前と比べてどのように変わったか」

地域の福祉に関する環境について5年前と比べてどのように変わったと思うかについて、「かなりよくなった」と「多少はよくなつた」の割合が高いのは「子どもが健やかに育つ環境がある」「住まいや地区の生活環境が良い」「災害・防災などに対して安全・安心である」となっています。



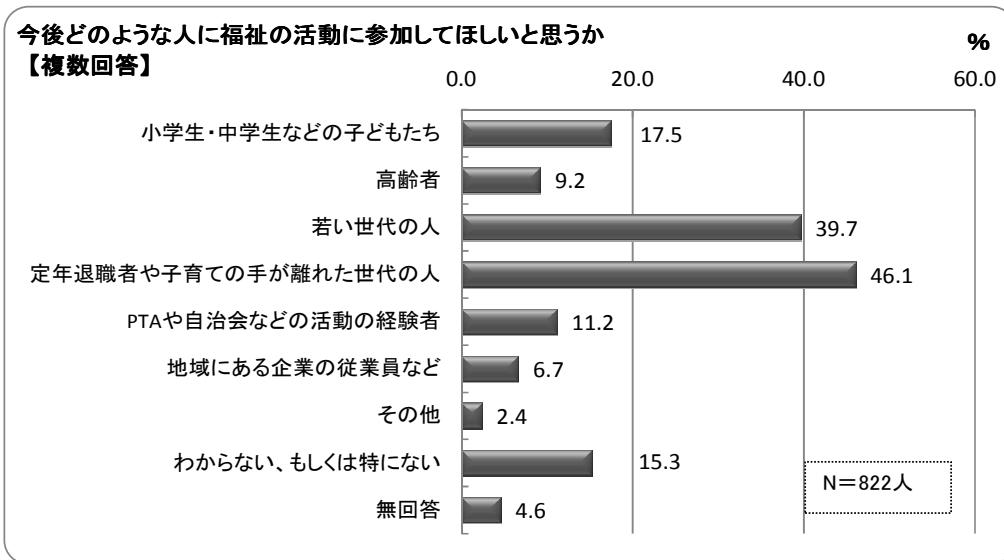
⑫ 「今後5年間で特に力を入れて取り組んでいく必要があること」

今後5年間で特に力を入れて取り組んでいく必要があることについては、「高齢者の生きがいづくり」「寝たきりや認知症などの高齢者への介護」「子育てへの支援」の割合が高くなっています。また、年代別では、「子育てへの支援」が「10代」から「40代」において全体と比べて割合が高くなっています。「高齢者の生きがいづくり」については、「40代」と「60代」以上で全体と比べて割合が高くなっています。



⑬ 「今後どのような人に福祉の活動に参加してほしいと思うか」

今後どのような人に福祉の活動に参加してほしいと思うかについては、「定年退職者や子育ての手が離れた世代の人」「若い世代の人」の割合が高くなっています。



【年代別・地区別】今後どのような人に福祉の活動に参加してほしいと思うか【複数回答】

単位: %

		調査数（人）	小学生も生た・ち中学生などの	高齢者	若い世代の人	手定が年離れ職た者世や代子の育入ての	活動PTAや経験者治自會などの	員地などにある企業の従業	その他	特わにかならない、もしくは	無回答	
【○は2つ】		全体	822人	17.5	9.2	39.7	46.1	11.2	6.7	2.4	15.3	4.6
年代	10代	19人	31.6	15.8	63.2	5.3	15.8	0.0	5.3	10.5	0.0	
	20代	44人	22.7	9.1	38.6	36.4	6.8	9.1	2.3	22.7	0.0	
	30代	94人	37.2	4.3	46.8	38.3	9.6	13.8	1.1	11.7	1.1	
	40代	84人	28.6	6.0	44.0	48.8	9.5	7.1	2.4	11.9	1.2	
	50代	151人	14.6	10.6	35.8	49.0	11.9	6.0	2.6	18.5	3.3	
	60代	246人	13.8	8.9	39.4	49.6	10.2	5.7	2.4	15.4	6.5	
	70代	168人	7.1	12.5	33.9	47.6	13.1	4.8	3.0	15.5	7.7	
	80代以上	8人	12.5	0.0	62.5	75.0	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
地区	無回答	8人	0.0	12.5	37.5	37.5	12.5	12.5	0.0	12.5	25.0	
	福島地区	446人	20.0	10.3	38.6	44.6	10.8	6.5	2.9	17.0	2.5	
	北方地区	80人	17.5	7.5	36.3	53.8	7.5	6.3	3.8	15.0	5.0	
	大東地区	142人	12.7	7.7	47.2	49.3	10.6	7.0	1.4	12.0	7.0	
	本城地区	76人	18.4	7.9	40.8	42.1	10.5	9.2	0.0	14.5	7.9	
	都井地区	32人	6.3	9.4	43.8	40.6	25.0	3.1	3.1	6.3	9.4	
	市木地区	37人	13.5	8.1	27.0	51.4	16.2	5.4	2.7	18.9	5.4	
	無回答	9人	22.2	11.1	33.3	33.3	11.1	11.1	0.0	11.1	22.2	

⑯ 「福祉に関して相談しやすくするために必要な取組」

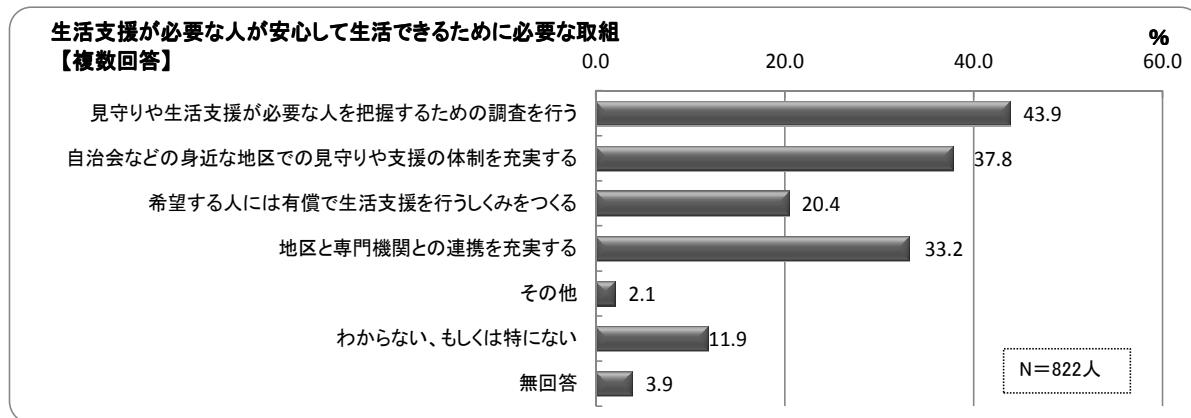
福祉に関して相談しやすくするために必要な取組については、「福祉に関する市の相談窓口を充実する」の割合が最も高くなっています。また、全体の2割弱の人が「わからない、もしくは特にならない」、又は「無回答」と回答しています。

【年代別・地区別】福祉に関して相談しやすくするために必要な取組【複数回答】 単位: %

		調査数 (人)	充福祉するに関する市相談窓口を支援する市相談窓口などを	相地域機包閲を支え充実セするンターナなどの	の療身つ機近て関なも・福ら薬祉え局施るな設よど・うで事業に相業す談所するにや医	相市民窓も口參を開する設る、身充近実なす地るの	相市談民窓も口參を開する設る、身充近実なす地るの	するど委員区つ・でな児童相ぐ童談人委にや員のしとく専てみ門いを機充闇民実な生	その他の	特わにからないな、もしくは	無回答
【○は2つ】											
全体		822人	36.7	20.7	20.8	24.0	27.7	3.0	13.6	4.9	
年代	10代	19人	31.6	36.8	21.1	26.3	10.5	0.0	15.8	0.0	
	20代	44人	25.0	25.0	31.8	31.8	25.0	4.5	11.4	0.0	
	30代	94人	40.4	16.0	24.5	23.4	20.2	3.2	17.0	2.1	
	40代	84人	41.7	21.4	21.4	20.2	21.4	11.9	8.3	3.6	
	50代	151人	35.8	25.2	22.5	28.5	28.5	1.3	9.3	2.0	
	60代	246人	37.4	19.1	22.0	22.8	30.5	2.4	14.6	4.9	
	70代	168人	35.7	18.5	13.7	20.2	33.3	1.2	16.1	11.3	
	80代以上	8人	37.5	25.0	12.5	25.0	37.5	0.0	25.0	0.0	
	無回答	8人	37.5	12.5	0.0	50.0	12.5	0.0	25.0	12.5	
地区	福島地区	446人	37.7	22.9	21.5	23.1	23.5	2.7	14.3	3.8	
	北方地区	80人	37.5	23.8	16.3	21.3	35.0	3.8	10.0	7.5	
	大東地区	142人	38.0	16.9	23.2	19.0	31.7	3.5	12.0	7.0	
	本城地区	76人	34.2	18.4	14.5	30.3	28.9	2.6	17.1	5.3	
	都井地区	32人	28.1	18.8	25.0	34.4	28.1	3.1	15.6	3.1	
	市木地区	37人	32.4	10.8	24.3	29.7	48.6	5.4	8.1	2.7	
	無回答	9人	33.3	11.1	11.1	55.6	11.1	0.0	22.2	11.1	

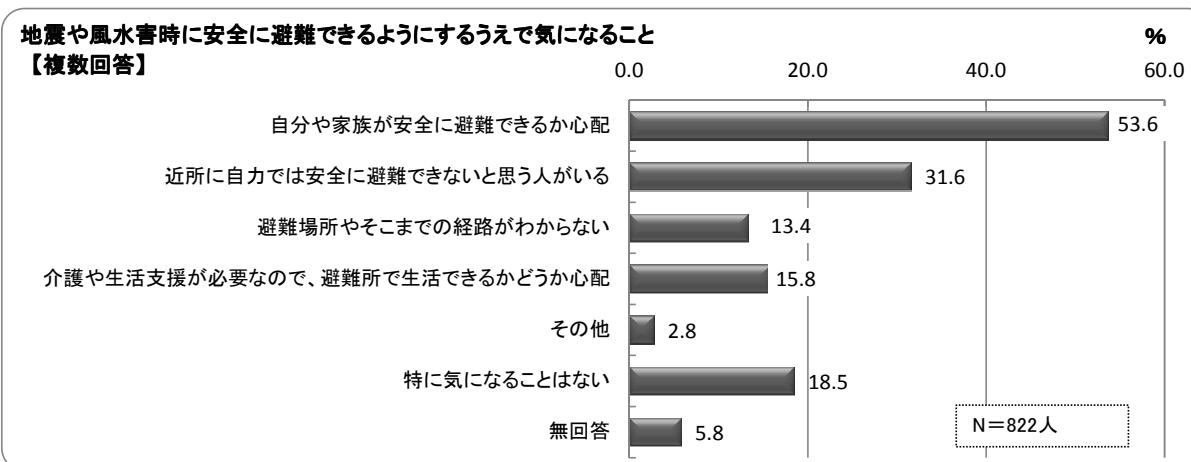
⑯ 「生活支援が必要な人が安心して生活できるために必要な取組」

生活支援が必要な人が安心して生活できるために必要な取組については、「見守りや生活支援が必要な人を把握するための調査を行う」「自治会などの身近な地区での見守りや支援の体制を充実する」「地区と専門機関との連携を充実する」の割合が高くなっています。



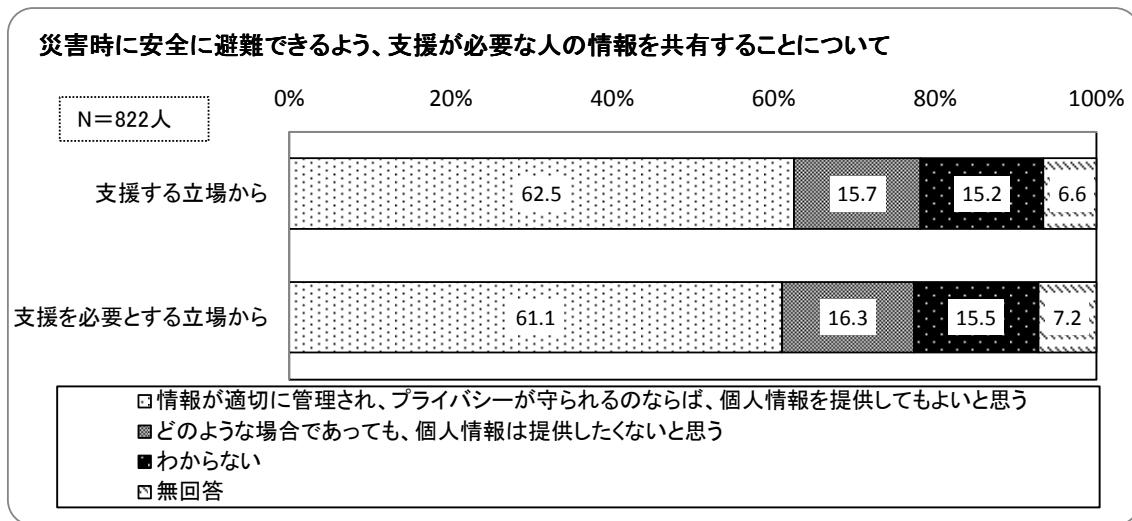
⑯ 「地震や風水害時に安全に避難するうえで気になること」

地震や風水害時に安全に避難するうえで気になることについては、「自分や家族が安全に避難できるか心配」の割合が最も高くなっています。また、年代別では「避難場所やそこまでの経路がわからない」が「20代」と「30代」で全体と比べて割合が高くなっています。



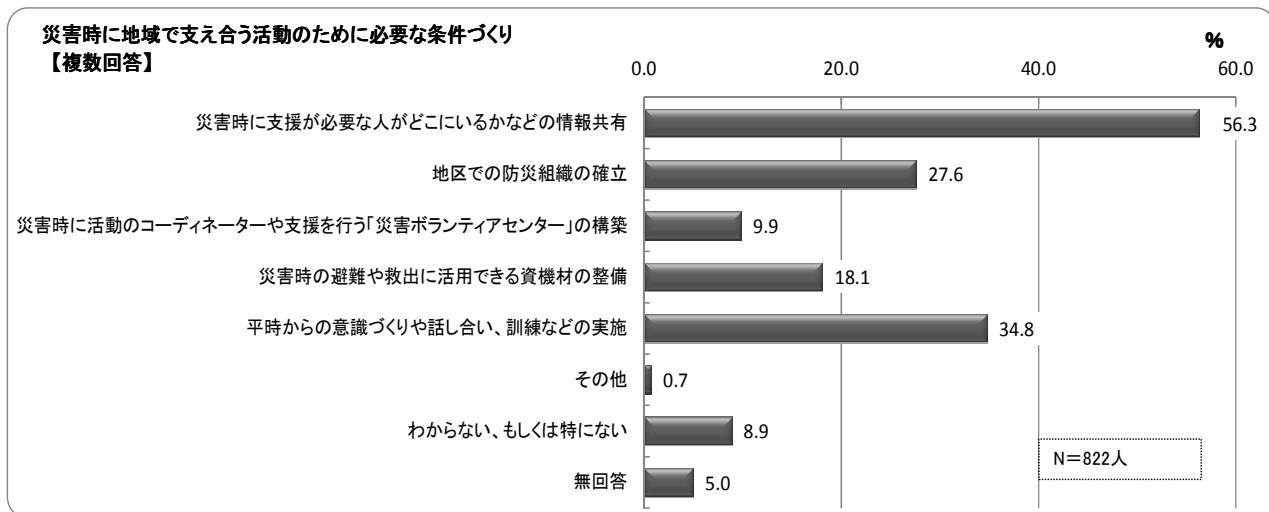
⑯ 「災害時に安全に避難できるよう、支援が必要な人の情報を共有することについて」

災害時に安全に避難できるよう、支援が必要な人の情報を共有することについては、「支援する立場から」と「支援を必要とする立場から」とともに、「情報が適切に管理され、プライバシーが守られるのならば、個人情報を提供してもよいと思う」の割合が高くなっています。



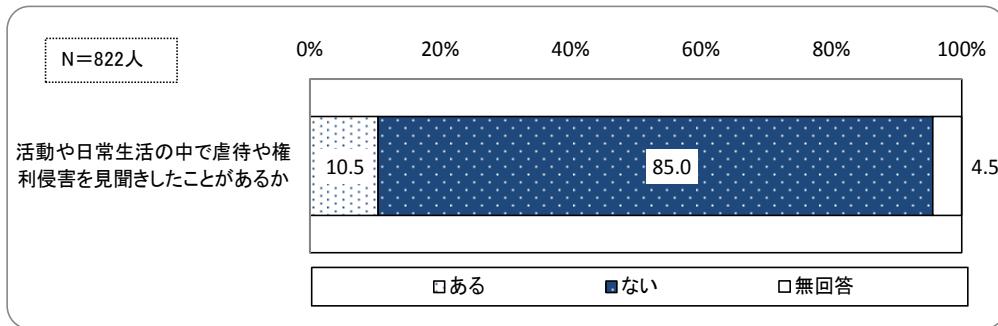
⑰ 「災害時に地域で支え合う活動のために必要な条件づくり」

災害時に地域で支え合う活動のために必要な条件づくりについては、「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報共有」の割合が高くなっています。また、年代別では「分からず、もしくは特になし」が全体と比べて「10代」で特に高くなっています。



⑯ 「活動や日常生活の中で虐待や権利侵害を見聞きしたことの有無」

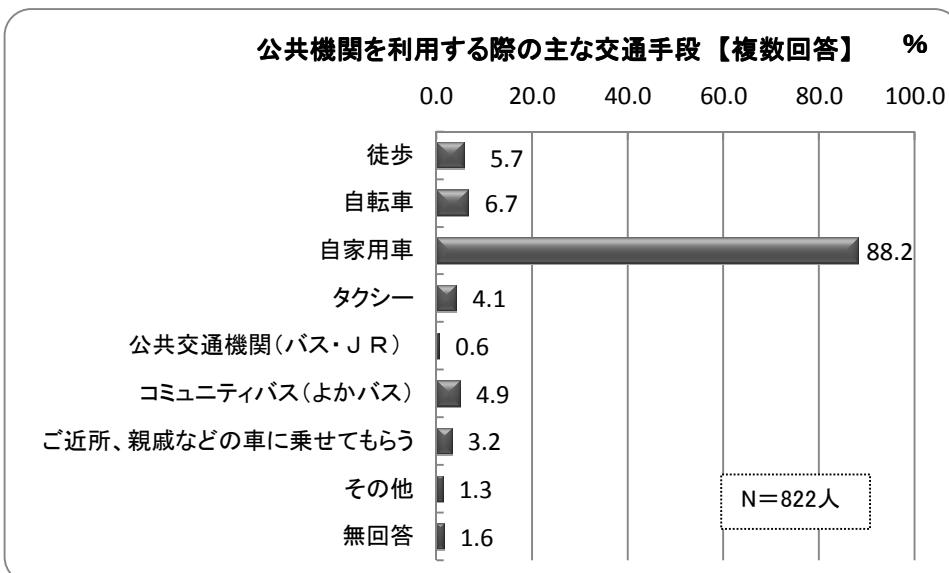
活動や日常生活の中で虐待や権利侵害を見聞きしたことがあるかについては、「ない」の割合が高くなっていますが、全体の10.5%の人が「ある」と回答しています。



⑰ 「公共機関（市役所など）を利用する際の主な交通手段」

公共機関を利用する際の主な交通手段については、「自家用車」の割合が最も高くなっています。また、「コミュニティバス（よかバス）」は、年代別では「60代」以上で、地区別では「都井地区」が全体と比べて高くなっています。

別の設問において、「通院」や「買い物」へ行く際の交通手段についても「自家用車」の割合が高くなっています。また、交通手段を利用する際の手助けは約9割が「助けは必要ない」と回答しています。



(2) 地域福祉座談会のまとめ

テーマ内容

- 1) 地域とのネットワーク（地域間の情報の共有、交流の機会など）
【例】地域間の情報共有ができない
- 2) 地域活動・ボランティア活動
【例】地域活動に参加する人が少なくなった
- 3) 近所づきあい・見守り（一人暮らし高齢者、あいさつなど）
【例】閉じこもり、一人暮らしの高齢者が増えている
- 4) 安全・安心（防犯、災害の対応、交通安全など）
【例】登下校の子どもの安全が心配
- 5) 相談・情報の提供（相談窓口、サービスに関する情報提供など）
【例】一人で悩みを抱え、子育てをしている母親がいる
- 6) 福祉サービス（子育て支援サービス、介護保険サービス、障がい福祉サービスなど）
【例】介護保険サービスを受けようと思っても、受けられない
- 7) 生活環境（移動手段、公共施設、バリアフリーなど）
【例】高齢者の移動手段が少ない



【地域福祉座談会意見集約】

地域福祉座談会で出た意見を、地区ごと、項目ごとに、「うまくいっていること」「うまくいっていないこと」「自分たちでできること」に分類して集約しました。ここでは共通した意見も多いことから、顕著かつ主な意見を記載しています。

① 福島地区

☞ 地域とのネットワーク（地域間の情報の共有、交流の機会など）

◎ 「うまくいっていること」

社協が先頭に立って支援をしている。

社協と民生委員ががっちり結ばれている。

有明小校区社会福祉ふれあい推進連絡協議会の組織と活動が手本になる。

▲ 「うまくいっていないこと」

自治会の未加入者情報が行き届かない。

災害時の対応について情報がほしい。

自治会に入っていないと情報がこない。避難訓練、地区清掃の声がかからない。

自治会と集合住宅とのコミュニケーションがない。

☞ 地域活動・ボランティア活動

◎ 「うまくいっていること」

有明小校区社会福祉ふれあい推進連絡協議会で海岸の清掃、花の植栽、餅つき、歩こう会などの活動を行っている。

☞ 近所づきあい・見守り（一人暮らし高齢者、あいさつなど）

◎ 「うまくいっていること」

高齢者のゴミ出しが困難な場合、玄関に置けば代わりに出している地区がある。

■ 「自分たちでできること」

高齢者のゴミ出しが困難な場合、有償ボランティアでの対応などを検討したい。

高齢者の一人暮らしに対して本人たちができるることは取り上げない。見守りは必要である。

☞ 安全・安心（防犯、災害の対応、交通安全など）

◎ 「うまくいっていること」

通学時の見守りに企業も協力している。

▲ 「うまくいっていないこと」

平地の津波に対して避難場所が少ない。

☞ 福祉サービス（子育て支援サービス、介護保険サービス、障がい福祉サービスなど）

▲ 「うまくいっていないこと」

子どもの病院で休日の対応ができていない。広域での受診対応ができると良い。

☞ 生活環境（移動手段、公共施設、バリアフリーなど）

◎ 「うまくいっていること」

高齢者の買い物支援を行っている。

② 北方地区

☞ 地域とのネットワーク（地域間の情報の共有、交流の機会など）

◎ 「うまくいっていること」

小さい地区だから挨拶は多い。

地域の行事で近隣の人の情報が入り、会ったときなど声かけができている。

年に一度の地区住民参加の班対抗バレーをしている。

北方小学校では「せんだん祭り」があり、授業の一環として高齢者と子どもたちが触れ合うことができている。

▲ 「うまくいっていないこと」

若い世代が少なく、行事をするにも難しい。

高齢者が多くなり、地区の役員が早く回ってくる。

☞ 地域活動・ボランティア活動

◎ 「うまくいっていること」

地区の行事を通して高齢者の近況を知ることができる。

☞ **近所づきあい・見守り（一人暮らし高齢者、あいさつなど）**

◎ 「うまくいっていること」

朝夕、犬の散歩などをしている人が子どもたちに声かけをしている。

不登校の子どもを知ったとき、わが子のように気にかけてくれる人がいる。

■ 「自分たちでできること」

近所の人の姿が見えないときは民生委員や家族と一緒に訪問する。

知り合いの高齢者を地区外で見かけたときは、家族に伝えたりするなど、家族へ声かけをする。

☞ **安全・安心（防犯、災害の対応、交通安全など）**

◎ 「うまくいっていること」

津波のとき、高台へ逃げる高齢者への対応、対策。

▲ 「うまくいっていないこと」

平地の津波に対して避難場所が少ない。

☞ **福祉サービス（子育て支援サービス、介護保険サービス、障がい福祉サービスなど）**

▲ 「うまくいっていないこと」

認知症の人が多く感じる。

☞ **生活環境（移動手段、公共施設、バリアフリーなど）**

▲ 「うまくいっていないこと」

バスが週3回で不便。

高齢者の移動手段が少ない（市内のバスなどの路線）。

ゴミ出しは高齢者にとってはきつい。

ゴミが収集されずにそのまま残っていて、誰も片付けようとしない。

③ 大東地区

☞ 地域とのネットワーク（地域間の情報の共有、交流の機会など）

◎ 「うまくいっていること」

有線放送があり、ゴミを出す日が分かるので良い。

地区のまとまりがある。

有線放送の活用で伝達がうまくいっている。

▲ 「うまくいっていないこと」

高齢化が進み、若い人との意思の疎通ができていない。

近所づきあいが少なくなってきた。

学校が統合されて心配である。

地域の人口が減少し、地区の合併がある。

☞ 地域活動・ボランティア活動

◎ 「うまくいっていること」

小学生の登校時、ボランティアで立ち番されていてありがたい。

▲ 「うまくいっていないこと」

高齢者クラブの減少でサロン大会に出てくる人が年々少なくなった。

集落内の草刈りがうまくいっていない。

消防団員が少なくなってきた。

資源ゴミの分別ができるので、役員の負担が増えている。

☞ 安全・安心（防犯、災害の対応、交通安全など）

◎ 「うまくいっていること」

認知症徘徊模擬訓練を行う予定。

▲ 「うまくいっていないこと」

消防団員が少なくなってきた。

防犯灯が少ない。

登下校の交通安全が心配。

若い人が少なく、10年したら後継者がいない。

■ 「自分たちでできること」

ある施設に行けば、子育ての悩みなどを聞いてくれる場所にしたらよい。
子どもたちを連れて、高齢者の家を回るようにする。

☞ 生活環境（移動手段、公共施設、バリアフリーなど）

▲ 「うまくいっていないこと」

交通が不便である。
若者が少なくなって、別の地区へ住むので高齢者ばかりになり今後不安である。
大東中跡地がかんしょの出荷場になるので大型車の出入りが増えたり、悪臭の不安もある。
高齢者の買い物の場がない。

④ 本城地区

☞ 地域とのネットワーク（地域間の情報の共有、交流の機会など）

◎ 「うまくいっていること」

地区行事などの連絡がスムーズにできる（班長の働きが大きい）。

▲ 「うまくいっていないこと」

民生委員、自治会と情報の共有をする必要がある。
回覧板を持っていく時間に会えなくて、お互いの状況を確認しづらい。

☞ 地域活動・ボランティア活動

◎ 「うまくいっていること」

高齢者クラブで花植え、草取りなどを2か月に1回あるが楽しめている。

▲ 「うまくいっていないこと」

地区の人の高齢化が進み、ボランティアをする人が決まっている。

☞ 近所づきあい・見守り（一人暮らし高齢者、あいさつなど）

◎ 「うまくいっていること」

サロン会の充実（本城10か所）。

▲ 「うまくいっていないこと」

- | |
|-------------------------------------|
| 高齢者をみている人がいるが、恥ずかしがってか相談もない。 |
| 地区で困っている人へ手を差し伸べるか判断できない。 |
| サロン会ができていない。 |
| 同じ地区や地域でもなかなか会えない人が多い（もっと行事をふやしては）。 |
| 高齢者クラブの付き合いが少ない。 |

☞ 安全・安心（防犯、災害の対応、交通安全など）

◎ 「うまくいっていること」

- | |
|-------------------------------------|
| 登校時の見守り、挨拶。 |
| 月1回の夜の見回りと自治会、PTA、消防、警察の連携ができている。 |
| 保育園が道路に面しているので、声かけしやすい。 |
| 立ち番がしっかりと決まっているので、子どもの見守りがうまくできている。 |

▲ 「うまくいっていないこと」

- | |
|--|
| 1軒だけ離れている家があり、子どもたちが昼間いない時間帯に火事などがあったとき、地区として手助けできるか心配である。 |
| 小中高の登下校時に近所の人の見守りがあつたら良い。 |
| 見守りがない場所で子どもたちが困っている場合、登校もできず、立ち止まっている。 |
| 夕方暗くなるので、電灯を道路に設置してもらいたい。 |
| 学校の通学路を工事する際は、近隣住民や学校にも一言伝えてほしい。 |
| 登校時の見守りがあるが、年間通してあるものではない。 |

■ 「自分たちでできること」

- | |
|----------------|
| ゴミ出しの支援、日頃の挨拶。 |
|----------------|

☞ 相談・情報の提供（相談窓口、サービスに関する情報提供など）

◎ 「うまくいっていること」

- | |
|----------------------|
| 民生委員が親身になって相談にのっている。 |
|----------------------|

☞ 生活環境（移動手段、公共施設、バリアフリーなど）

◎ 「うまくいっていること」

- | |
|--------------|
| よかバスが充実している。 |
|--------------|

▲ 「うまくいっていないこと」

ゴミを自宅で燃やしている人がいる。

高齢者のゴミの分別の説明について、文書では高齢者はわかりづらい。

投票所での登り口が高く、高齢者や足の不自由な人が投票できない。

⑤ 都井地区

☞ 地域とのネットワーク（地域間の情報の共有、交流の機会など）

◎ 「うまくいっていること」

有線放送で地域間のコミュニケーションが取れている。

文化（火祭りや臼太鼓おどり）の継承ができている。

▲ 「うまくいっていないこと」

回覧板について、隠居の人はわからない。

■ 「自分たちでできること」

民生委員の訪問時に情報の提供をしている。

☞ 地域活動・ボランティア活動

◎ 「うまくいっていること」

海浜清掃（都井あかり会）。

▲ 「うまくいっていないこと」

人手が不足している。

高齢化している。

☞ 近所づきあい・見守り（一人暮らし高齢者、あいさつなど）

◎ 「うまくいっていること」

ミニバレーに人が集まっている。

民生委員が小学校で読み聞かせをしている。

認知症の勉強会などを地域で行っている。

☞ 安全・安心（防犯、災害の対応、交通安全など）

▲ 「うまくいっていないこと」

災害に対する危機感が薄い。

地区によっては災害時の避難場所が確保できていない。

空き家が多い。

■ 「自分たちでできること」

防災訓練を一部の地域で行っている。

☞ 生活環境（移動手段、公共施設、バリアフリーなど）

▲ 「うまくいっていないこと」

移動手段が少ない。

よかバスが活用しにくい。

移動スーパーは来るが、買える物の種類が少ない。

■ 「自分たちでできること」

自分たちの車に同乗させることによって、送迎できるかもしれない。

⑥ 市木地区

☞ 地域とのネットワーク（地域間の情報の共有、交流の機会など）

◎ 「うまくいっていること」

昔からの地域活動（伝統行事）は全体としてうまく機能している。

団体活動を通しての情報の共有はできている。

市木ふれあい協議会の会合が適時ある。

自然も多く、交通量も少ないため、子どもがのびのびと育つ。

子どもが増えている。

回覧、連絡が早くてスムーズである。

▲ 「うまくいっていないこと」

本家と隠居との情報共有がうまくいっていない。

■ 「自分たちでできること」

小サロンを増やす。

☞ 地域活動・ボランティア活動

◎ 「うまくいっていること」

ボランティアは全体的によく参加し合っている。

▲ 「うまくいっていないこと」

ボランティア活動に対して消極的。

■ 「自分たちでできること」

移住者も巻き込んで地域行事を盛り上げ、魅力をさらに伸ばす（火祭り）。

☞ 近所づきあい・見守り（一人暮らし高齢者、あいさつなど）

◎ 「うまくいっていること」

近所づきあいはよい。

人口は少ないが、その分住民のつながりが強い。

地域の人が子どもたちをかわいがってくれる。

一人暮らしの人への声かけ。

一人暮らしの高齢者がいるが、閉じこもりは無く、地区に溶け込んでいる。

▲ 「うまくいっていないこと」

通院、買い物に車の運転ができないため不便。

一人暮らしの人が増えるのに見守りする人が少なくなってくる。

地理的に習い事を習わせにくい。

☞ 安全・安心（防犯、災害の対応、交通安全など）

▲ 「うまくいっていないこと」

事故、災害時の対応に不安を感じている。

☞ 福祉サービス（子育て支援サービス、介護保険サービス、障がい福祉サービスなど）

▲ 「うまくいっていないこと」

小児科（病院）までの距離があるため不便。

☞ **生活環境（移動手段、公共施設、バリアフリーなど）**

▲ 「うまくいっていないこと」

お店が無いため、車に乗れない人は買い物にいけない（ほしい物が買えない）。

移動スーパーをひたすら待つ。

■ 「自分たちでできること」

自分たちの車に同乗させることによって、送迎できるかもしれない。

(3) 事業所調査の結果にみる事業所意識・状況

◆ 回答事業所数：11事業所

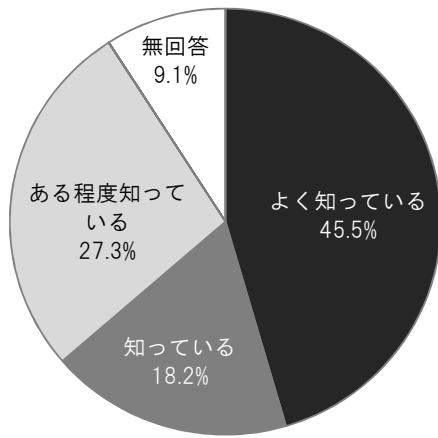
No.	団体名	分野
1	社会福祉法人黒潮会	高齢者
2	社会福祉法人幸寿会	
3	医療法人秀英会	
4	社会福祉法人深緑会	障がい者
5	社会福祉法人龍口会	
6	地域生活支援センターWing	
7	社会福祉法人かんな会	児童
8	社会福祉法人大平福祉会	
9	社会福祉法人さつき福祉会	
10	社会福祉法人串間市社会福祉協議会	その他
11	串間市地域包括支援センター	

【事業所調査結果（抜粋）】

事業所調査の結果（抜粋）は次のとおりです。

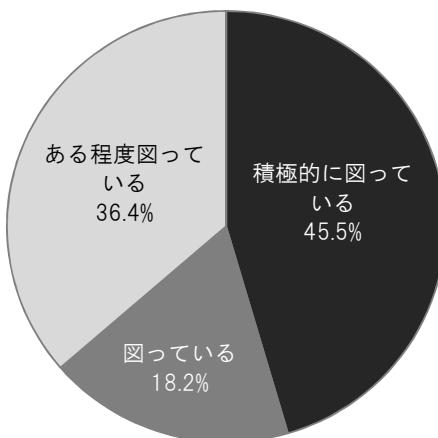
① 地域福祉計画の認知度

「よく知っている」「知っている」「ある程度知っている」と回答した事業所は10事業所、回答事業所全体の90.9%となっています。



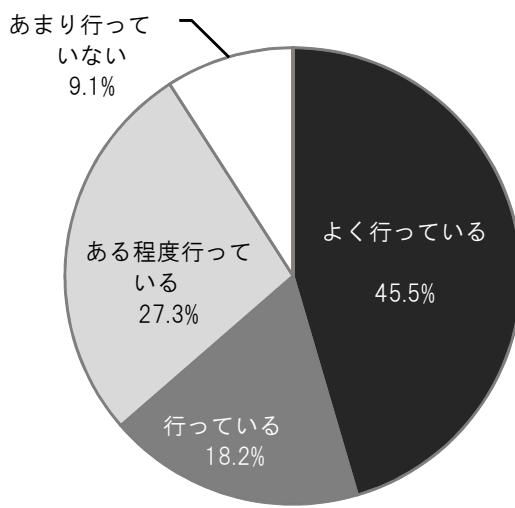
② イベントなどの企画を通して、地域住民との交流を図っているか

回答事業所全体うち、全11事業所が何らかの形でイベントなどの企画を通じて地域住民との交流を図っていると回答しています。



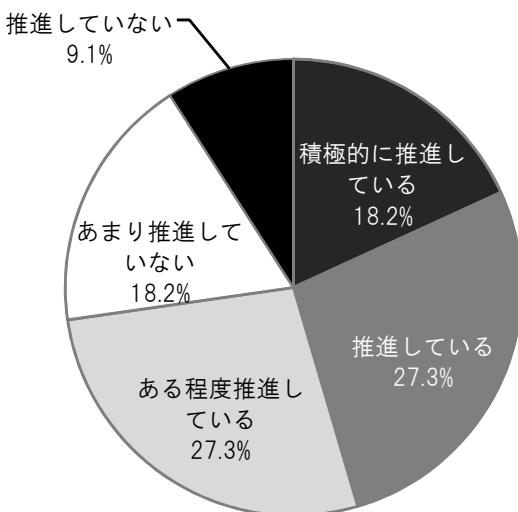
③ 地域住民の集まりに参加したり、貴団体が持つスペースなどを地域に開放したりしているか

「よく行っている」「行っている」「ある程度行っている」と回答した事業所は、回答事業所全体の 90.9% となっています。



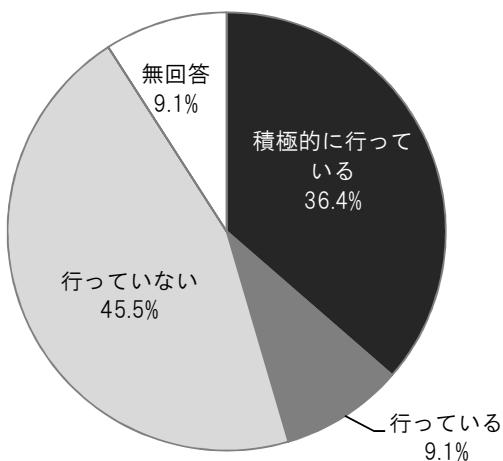
④ 職員に対してボランティア活動（社会貢献活動）への参加を推進しているか

「積極的に推進している」「推進している」「ある程度推進している」と回答した事業所は、回答事業所全体の 72.7% となっていますが、「あまり推進していない」「推進していない」と回答した事業所も 27.3% と高い割合を占めています。



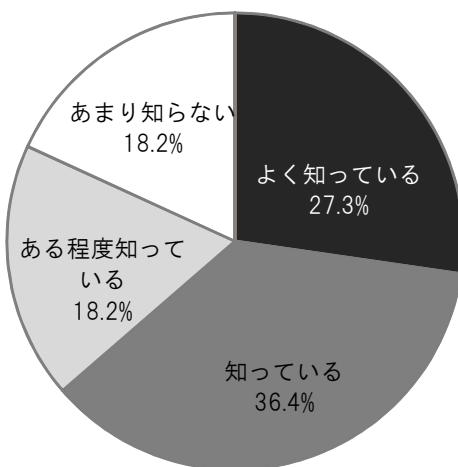
⑤ 事業所内に託児所を設けるなど、子育て中の人を雇用するための環境整備を行っているか

事業所内に子育て中の人を雇用するための環境整備を行っていない事業所は、回答事業所全体の45.5%となっています。



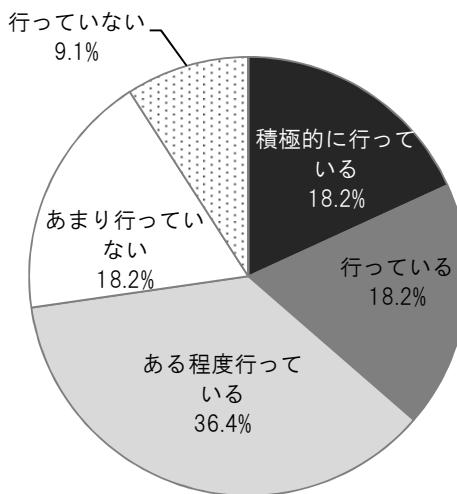
⑥ 事業所の所在する地域が抱えている課題や住民ニーズを知っているか

事業所の所在地域が抱えている課題や住民ニーズを「あまり知らない」と回答した事業所は、回答事業所全体の18.2%となっています。



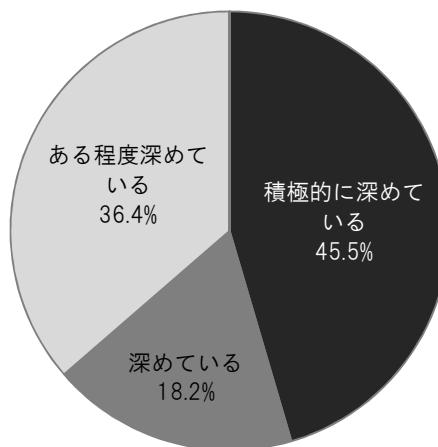
⑦ 事業所の所在する地域が抱えている課題や住民ニーズの課題解決に向けて取り組んだり、行政に対して要望を出したりしているか

所在する地域の課題解決に向けた取組や、行政に対して要望を出すなどの取組を行っている事業所は、回答事業所全体の 72.7% となっています。



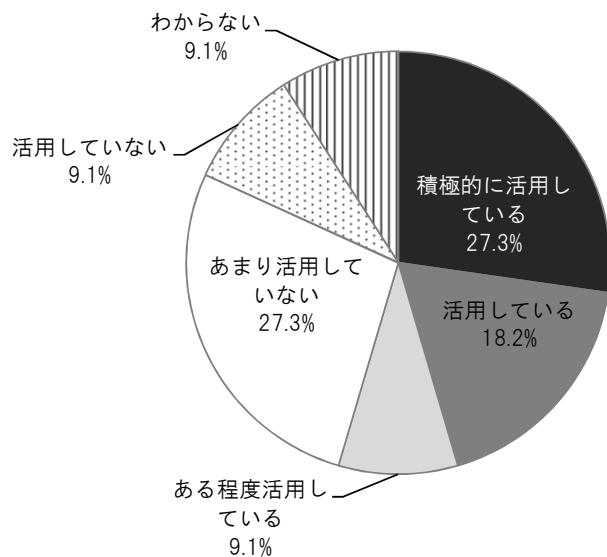
⑧ 自ら提供するサービスでは対応できない場合において、サービスを求める人を適切なサービスへ案内・誘導できるよう、行政や他分野の事業所と情報交換、共有などの連携を深めているか

全ての事業所が行政や多分野の事業所と情報交換、共有などの連携を深めており、そのうち「積極的に深めている」と回答した事業所は 45.5% を占めています。



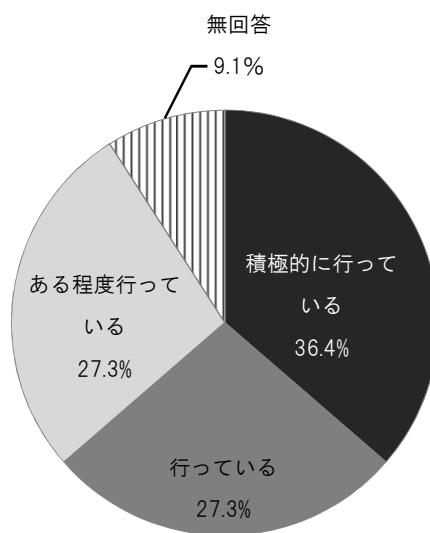
⑨ 認知症の高齢者や障がいのある人など、自分の判断に不安を感じている人が安心して地域で生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業を活用しているか

日常生活自立支援事業などを活用している事業所は、回答事業所全体の 54.5%となっていますが、「あまり活用していない」「活用していない」と回答した事業所も 36.4%を占めています。



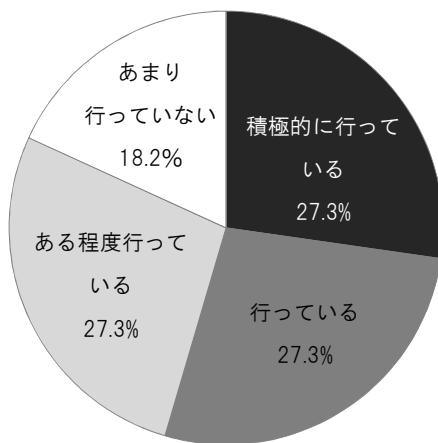
⑩ 手すり、スロープ、多目的トイレ、障がい者用駐車場を設置するなどの取組を行っていますか？

何らかのバリアフリーに向けた取組を行っている事業所は、回答事業所全体の 90.9%となっています。

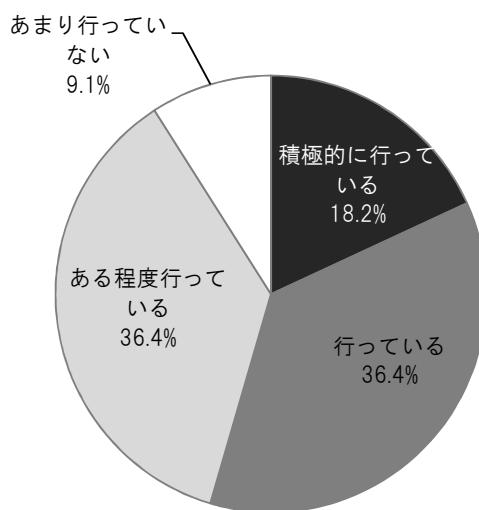


⑪ 高齢者や障がいのある人の雇用促進を行っているか

高齢者や障がいのある人の雇用促進を行っている事業所は、回答事業所全体の81.8%となっています。

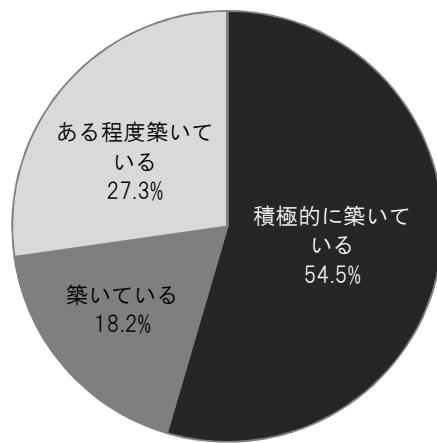
**⑫ 高齢者や障がいのある人が地域で長く生活していくための環境整備を行っているか**

高齢者や障がいのある人が地域で長く生活していくための環境整備への取組を「積極的に行っている」「行っている」「ある程度行っている」と回答した事業所は、回答事業所全体の90.9%となっています。



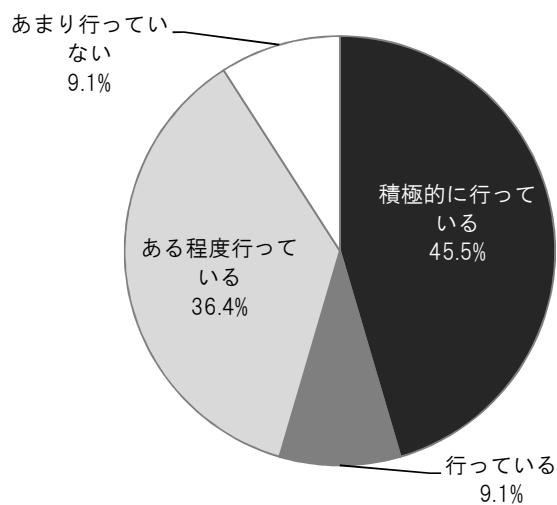
⑬ 住民へのあいさつや声かけなど、小さなことから信頼関係を築いているか

回答した全ての事業所が地域住民との信頼関係を「積極的に築いている」「築いている」「ある程度築いている」と回答しています。



⑭ パンフレットやホームページを活用するほか、市や社会福祉協議会などの関係機関とも連携を図りながらサービス内容をわかりやすく周知しているか

関係機関と連携を図りながらサービス内容をわかりやすく周知しているかについて、「積極的に行っている」「行っている」「ある程度行っている」と回答した事業所は、回答事業所全体の 90.9%となっています。



2. 市民の意見聴取から見える現状と課題

市民の意見聴取（市民アンケート、地域福祉座談会及び事業所調査）から見えてくる本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を、「ひとづくり」「支え合い」「安全・安心」「地域福祉の仕組みづくり」の4つに分類してまとめました。

（1）ひとづくり

市民アンケートでは、「住民どうしのあたたかいふれあいがある」や「住まいや地区の生活環境がよい」について、肯定的（「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」）に回答した人は、否定的（「そうは思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」）に回答した人をそれぞれ大きく上回りました。地域福祉座談会でも市木地区では「住民のつながりが強い」という意見がありました。

一方で、「世代が違う人どうしの交流がある」や「困ったときもすぐに相談できる」については、否定的に回答した人が肯定的に回答した人をそれぞれ上回りました。大東地区では、「若い人との意思疎通ができていない」という意見がありました。今後は、世代を超えた住民どうしのふれあいの促進やきずなを深める取組が必要です。

また、「福祉に関する活動への参加」については、年代が高くなるにつれて増加していますが、7割以上の人には参加していない状況にあります。「今後どのような人に福祉の活動に参加してほしいか」については、「定年退職者や子育ての手が離れた世代の人」と回答した人が最も多く、次いで「若い世代の人」となっています。今後、福祉の活動に関する理解を深める取組とともに、地域参加の一環として多くの人が何らかの活動に参加する機運を醸成していく必要があります。

（2）支え合い

市民アンケートでは、6割を超える人が「困ったときには近所の人に支えてほしい」と回答していますが、そのうち半数以上の人には「支えてほしいが難しいと思う」と回答しています。また、「生活支援が必要な人が安心して生活するために必要な取組」については、「見守りや生活支援が必要な人を把握するための調査を行う」や「自治会などの身近な地区での見守りや支援体制の充実」を望む声が多く挙げられています。

地域福祉座談会では、ほぼ全ての地区で「子どもや高齢者などへの見守り活動ができている」という意見がありました。普段から近所で顔の見える関係を構築し、困っている人には声かけや見守り、相談に対応できるよう、近所や地域で支え合える関係をつくることが大切です。

また、「福祉の活動をするうえで困っていること」については、「活動メンバーの高齢化」や「一緒に活動するメンバーが少ない」など、人材に関することが多く挙がっています。今後、地域福祉を支えていくうえで福祉ボランティアの存在はますます大きくなっていくことから、福祉ボランティアへの理解促進、人材育成などの支援が必要です。

(3) 安全・安心

市民アンケートでは、災害時に「自分や家族が安全に避難できるか心配」や「近所に自力では安全に避難できないと思う人がいる」と回答した人が多くいました。「災害時に地域で支え合う活動のために必要な条件づくり」では、「支援が必要な人がどこにいるかなどの情報共有」や「平時からの意識づくりや話し合い、訓練などの実施」「地区での防災組織の確立」が必要と回答した人が多くいました。また、地域福祉座談会では、「高台の避難場所が少ない」ことや「防犯灯が少ない」という意見がありました。

今後は、災害時における備えや支援の方法などについて、訓練などを通じて日頃から検討し、誰もが災害時でも落ち着いて行動できる体制づくりや防犯対策など、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを図ることが必要です。

また、年代が高くなるにつれて病気のある人の割合が増えていることから、一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む必要があります。

(4) 地域福祉の仕組みづくり

全国的に少子高齢化、地域のつながりが希薄化する社会が進行していますが、本市においても進行していることが今回の市民アンケートなどで証明されました。こうした社会の変化とともに地域福祉を取り巻く環境も変化ってきており、生活困窮者のような分野横断的に関係する人への支援など、従来の体制やサービスでは対応できない新たな課題が増えつつあります。

こうした課題に対応するため、国はこれから地域福祉を推進していく方向性として「地域共生社会」づくりをめざしていくこととしました。

市民アンケートでも、「福祉に関して相談しやすくするために必要な取組」について、「市などの相談窓口の充実」や「民生委員児童委員と専門機関をつなぐ仕組みの充実」「市民も参加する身近な相談窓口の開設・充実」と回答した人が多くいたことから、今後、さまざまな人材が参画する総合的な相談体制を推進する必要があります。

また、複雑・多様化した地域生活課題を解決していくためには、福祉関係団体との連携・協力が不可欠であり、事業所調査では地域の課題に何らかの形で取り組んでい

る団体が多くみられました。今後もこうした取組を推進するため、行政と福祉関係団体、福祉関係団体相互のネットワークを構築する必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、基本理念である「ともに暮らし・ともに支え合う みんながやさしさでつながる くしま」の実現をめざして、市民・地域（市民、市民団体、ボランティア、福祉関係団体（事業所）など）、社会福祉協議会、市が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことにより取り組んでいくための総合的な指針としての役割を担っています。

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である地域住民の主体性を最大限に尊重し、それぞれの取組を進めていきます。

基 本 理 念

ともに暮らし・ともに支え合う

みんながやさしさでつながる くしま



2. 基本目標

本計画は、基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1：

みんなが参加する地域づくり

基本目標2：

支え合える地域づくり

基本目標3：

安心して暮らせる地域づくり

基本目標4：

地域福祉を推進する仕組みづくり

3. 地域福祉を推進するための方向性

(1) みんなが参加する地域づくり

地域で暮らす誰もが住み慣れた地域のできごとやお互いのことに関心を持ち、ふれあいながら顔の見える関係を構築し、人と人、人と地域のきずなが感じられる充実した暮らしを送ることができるよう、誰もが気軽に地域福祉活動に参加することができる地域をめざします。

そのため、地域福祉の理解を深め、交流の機会、活動の場づくりや社会参加の促進を行うとともに、身近な地域の情報活用や連携体制の構築など地域におけるつながりづくりに取り組みます。

(2) 支え合える地域づくり

地域福祉は市民自ら参画してつくりあげるという意識を醸成し、障がいの有無や年齢の違いにかかわらず、地域に住む誰もが助け合い、支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域をめざします。

そのため、人と人とのつながる意識を高め、近所や地域における声かけや見守り、相談などを市民相互に気軽にできる関係を築くとともに、多くの人がボランティア活動に参画する社会をつくるため、ボランティア活動への理解、人材育成などを促進し、困っている人を近所や地域で支え合う体制の充実に取り組みます。

(3) 安心して暮らせる地域づくり

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送るため、防犯や災害時・緊急時の支援など安全・安心を支える体制の充実とともに、いつまでも健康に生活できる地域をめざします。

そのため、地域住民や関係機関と連携して地域の防犯・防災体制の充実を図るとともに、健康づくりの推進に取り組みます。

(4) 地域福祉を推進する仕組みづくり

地域福祉の主役は地域で暮らすすべての人々であり、「支えられる側」や「支える側」に分かれるのではなく、地域住民と関係機関が一体となって地域生活課題の解決に取り組んでいくことが大切です。地域のつながりの中で、あらゆる市民が役割をもち、お互いに困りごとを支え合いながら、いつまでも自分らしく安心して生活することができる「地域共生社会」の実現をめざします。

そのため、市民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備や、生活困窮、社会的孤立など複合的な課題に分野横断的に対応するための相談体制を推進します。

また、市民・地域、社会福祉協議会、市の連携強化により、福祉サービスの質の向上や権利擁護事業に取り組みます。

4. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の柱	取組
みんながやさしさでつながるくしま ともに暮らす・ともに支え合う	1 地域づくり みんなが参加する	(1) ふれあい・交流を充実しよう	①ふれあいの充実 ②交流の場の確保 ③社会参加の促進
		(2) 地域福祉の理解を深めよう	①福祉の理解促進 ②福祉教育の推進
		(3) 地域のきずなを深めよう	①身近な情報の活用 ②地域の連携体制の構築
	2 地域づくり 支え合える	(1) 支え合える関係を深めよう	①地域の見守り活動の促進 ②身近な相談の充実 ③虐待防止体制の推進
		(2) ボランティア活動を深めよう	①ボランティア機会の提供 ②ボランティア、NPO、市民活動団体への支援 ③ボランティアの人材育成
	3 地域づくり 暮らせる 安心して	(1) 安全・安心を支える体制を充実しよう	①防犯・交通安全活動の推進 ②災害時や緊急時の支援体制の強化
		(2) 健康づくりに取り組もう	①健康づくりの推進
	4 地域福祉を推進する 仕組みづくり	(1) 新たな福祉ニーズに対応する仕組みをつくろう	①包括的な支援体制の推進 ②分野横断的な相談体制の推進
		(2) サービス向上の仕組みをつくろう	①サービスの質の向上 ②権利擁護事業の普及・啓発 ③福祉関係団体などのネットワーク構築への支援

第5章 施策の展開（みんなで取り組むこと）

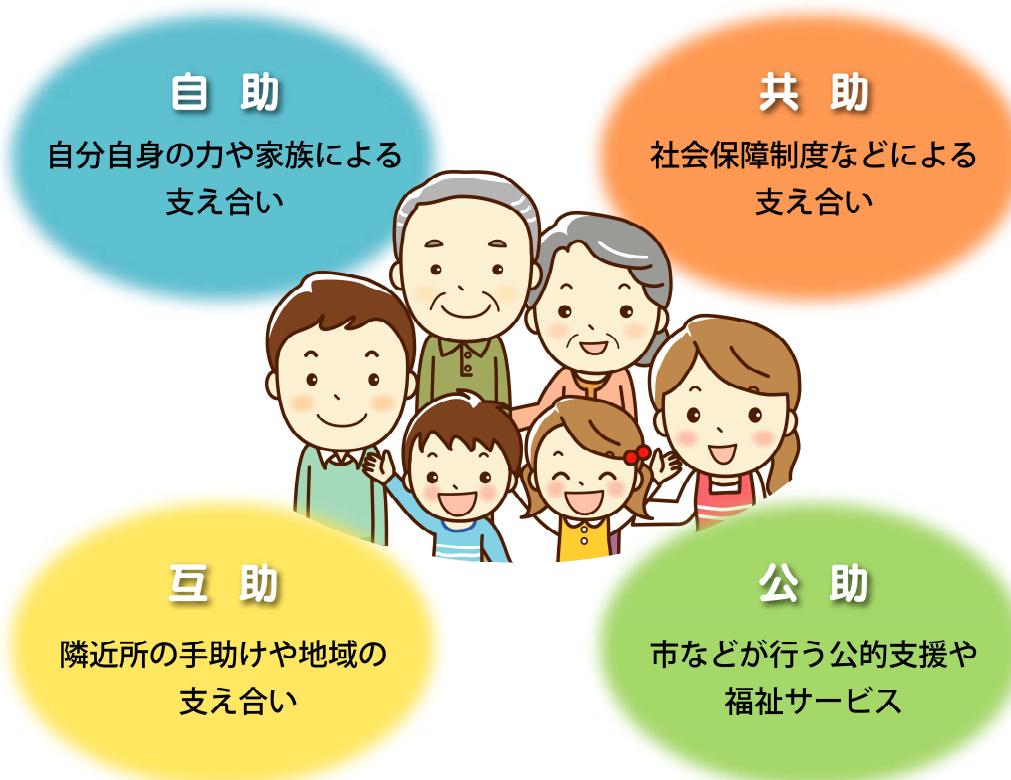
第5章 施策の展開（みんなで取り組むこと）

本計画は、誰もが地域において自分らしくいきいきと生活できるよう、協働による新たな支え合いの仕組みづくりをめざすものです。

そのため、地域福祉の担い手となる個々について、「市民一人ひとりが取り組むこと（自助）」「地域で協力して取り組むこと（互助）」「行政などが取り組むこと（公助）」の役割や機能の理解を深め、連携・協働して地域づくりを進めていく必要があります。

本章では、今後の施策の展開を「市民、市民団体、ボランティア、福祉関係事業所などが中心となって取り組むこと（市民・地域の取組）」「社会福祉協議会が中心となって取り組むこと（社会福祉協議会の取組）」「市が中心となって取り組むこと（市の取組）」に分類して、それぞれの役割が明らかになるように示します。

また、本計画では市の取組を「地域福祉計画」、社会福祉協議会の取組を「地域福祉活動計画」と位置付けて、一体的に策定しています。



基本目標1

みんなが参加する地域づくり

1. ふれあい・交流を充実しよう

地域での協力関係を築くには、日頃からのコミュニケーションが大切です。隣近所どうしの付き合いや地域でのふれあいは、安心感や楽しみ、生きがいづくりにつながります。また、ふれあいや交流する場として、地域資源を活用していくことや移動手段の充実、雇用や活躍の場を確保するなど社会参加を促進していくことが大切です。

今回のアンケート調査では、近所の人との交流の程度について、「困ったときには相談したり助け合う人がいる」や「家を行き来するほど親しい人がいる」と回答した人は全体の4割を下回る状況でした。

このため、隣近所や世代間の交流など、身近な地域でのふれあいや交流の場の充実とともに、誰もが積極的に社会参加できるよう取り組んでいきます。

施策の内容

（1）ふれあいの充実

取組内容	市民・ 地域	社会福祉 協議会	市
日頃から会話やコミュニケーションの機会を持つよう心がけます。	◎		
地域の伝統行事や地域活動に隣近所で声をかけ、参加するよう心がけます。	◎	☆	
子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすい地域行事を企画し、年代に関係なく地域全体の交流が広がる取組を行います。	◎	☆	☆
若い世代や転入者とふれあう機会を充実し、地域への関心が高まる取組を行います。	◎	☆	☆

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
社会福祉ふれあい推進連絡協議会（地区社協）の行うふれあい交流事業などを促進します。	◎	◎	
地域活動団体に対する補助制度を周知します。			◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

（2）交流の場の確保

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
地区の公民館や公園、集会所などをいつでも誰でも活用できるよう、維持管理に努めます。	◎		◎
誰もが安心して遊べるよう、公園の安全点検や清掃などを行い、維持管理に努めます。	◎		◎
市民の交流・活動の場である総合保健福祉センターなどの公共施設の利用を促進します。	☆	☆	◎
地区の公民館などにおける地域交流活動を支援します。	☆	◎	◎
市民や地域の交流・活動の場として既存施設の有効活用を呼びかけ、利用を促進します。	☆		◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(3) 社会参加の促進

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
送迎など移動する際は、家族や近隣住民などがお互いに協力します。	◎		
日常生活で危険や不便を感じている公共施設や道路の情報を行政に伝えます。	◎		☆
高齢者や障がいのある人など、移動が困難な人のニーズを把握し、支援が必要な人に対するサービスなどの情報提供や周知の充実を図ります。		◎	◎
バリアフリー※やユニバーサルデザイン※に対する理解を深めるため、学習会などを開催します。	☆	☆	◎
利用者の意見や地域の状況を把握し、よかバスなど交通の利便性の向上を図ります。	☆		◎
老朽化している公共施設の改修などの際は、バリアフリー化を進めます。			◎
さまざまな課題を抱える人の就労や活躍の場を関係機関と連携を図りながら、確保・拡充に努めます。	☆		◎
誘い合って地域福祉活動や地域の交流の場へ積極的に参加します。	◎		

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力・参加する

※バリアフリー：障がいのある人や高齢者などにとって生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた物や状態。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢などにかかわらず、すべての人にとって使いやすいように始めから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

2. 地域福祉の理解を深めよう

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざすことが大切です。

今回のアンケート調査では、現在福祉活動をしている人の割合は3割弱ほどでしたが、福祉活動をしていない7割強の人のうち、「今後何らかの活動をしたい」と考えている人は6割弱と、福祉に対して何らかの貢献をしたいと考えている人が相当数いることが分かりました。

このため、福祉は特定の人だけを対象とするものではないこと、そして地域福祉はみんなで支え合っていかなければならぬことから、福祉に関する理解を深めるための機会を充実するとともに、すべての市民への福祉教育に取り組んでいきます。

施策の内容

（1）福祉の理解促進

取組内容	市民・ 地域	社会福祉 協議会	市
福祉に関する研修会やイベントなどに参加して、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。	◎	☆	☆
日頃から隣近所や地域のことに関心を持つよう心がけます。	◎		
さまざまな世代間で身近な福祉課題を考え、理解する場を設けます。	◎	☆	☆

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(2) 福祉教育の推進

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会、認知症サポーター養成講座などを開催します。	☆	◎	◎
小中高校などと連携し、福祉に関する体験学習や認知症への理解、ボランティア活動などの機会を充実し、福祉教育を推進します。	☆	◎	◎
社会福祉普及推進校や青少年赤十字加盟校の活動を支援します。		◎	
福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修会などへ積極的に参加します。	◎	☆	☆
市民や団体に対し、広報紙やパンフレットなどで福祉教育や人権教育の推進を図ります。			◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

3. 地域のきずなを深めよう

少子高齢化が進行し、地域の中で各組織に加入・参加する人が減少するなど、ひとつの自治会だけでは地域活動の実施が難しくなることが懸念されます。

本市においては、自治会に加入しない人が多くなってきているという状況もみられ、北方地区では、「若い世代が少なく、行事をするにも難しい」という意見がありました。

このため、身近な情報を活用しながら、地域の団体間や地域間の連携に取り組んでいきます。

施策の内容

（1）身近な情報の活用

取組内容	市民・ 地域	社会福祉 協議会	市
広報紙や回覧板などに家族みんなで目を通し、情報を共有します。	◎	☆	☆
自治会に加入し、地域の活動に参加します。	◎		☆
自治会長、民生委員児童委員などとの情報交換会や研修会などを行い、身近な地域で福祉情報を共有します。	☆	◎	◎
各地区の活動を支援するため、情報提供を行います。	☆	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(2) 地域の連携体制の構築

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
自治会長、民生委員児童委員、地区社協、福祉関係団体などが連携して、福祉活動を推進します。	◎	◎	☆
地域が連携して伝統的な行事などを継承していきます。	◎		☆
他自治会の成功事例を参考にするなど、自治会活動の充実を図ります。	◎	☆	☆
地域連携を推進する取組に参画します。	◎	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する



基本目標2

支え合える地域づくり

1. 支え合える関係を深めよう

誰もが安心して生活を送るために、不安や悩みを相談できる身近な人や場所、地域による見守りが必要です。

今回のアンケート調査では、「見守りや生活支援が必要な人を把握するための調査」や「自治会などの身近な地区での見守りや支援体制の充実」を望む声が多く挙げられました。

このため、地域においての見守り活動を充実・工夫しながら、子育て家庭や高齢者、障がいのある人など、悩みや不安を抱えた人が孤立することを防ぐとともに、身近な地域での相談の充実に取り組みます。

施策の内容

（1）地域の見守り活動の促進

取組内容	市民・ 地域	社会福祉 協議会	市
日頃から隣近所どうしで声かけや訪問を行い、お互いに見守ります。	◎		
民生委員児童委員などと連携して、支援が必要な人などの現状把握に努め、一人暮らし高齢者世帯を定期的に訪問するなど、見守り体制を充実します。	◎	◎	◎
自治会長や民生委員児童委員などとの連携を支援します。	☆	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(2) 身近な相談の充実

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
近所づきあいを大切にし、何かあつたら相談できる関係を築きます。	◎		
隣近所の困り事は我が事として捉え、みんなで解決に導く意識を持つよう心がけます。	◎		
相談に携わる人は、日頃から信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、市民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。	◎	◎	◎
地域の中で相談に携わる人どうしの情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりを進めます。	◎	☆	☆
生活上の不安や悩み、困り事を把握し、専門的な支援の必要性がある場合には、各種相談窓口へつなげます。	◎	☆	☆
市民が気軽に集まって相談し合える場の確保を進めます。	☆		◎
相談窓口や相談支援に携わる人の周知を図り、支援が必要なときに誰もが気軽に相談できる体制を整備します。		◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(3) 虐待防止体制の推進

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
虐待と思われるようなことに気づいたら、行政や民生委員児童委員などに相談します。	◎		
虐待ケースの早期発見に努めるとともに、虐待通報後の初動対応・継続支援など、関係機関と情報共有・連携を図りながら、虐待防止・支援体制の充実に努めます。	☆	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

2. ボランティア活動を深めよう

市民が地域にある課題に対する取組を行おうとするとき、特定の人だけではなく、誰もが活動しやすい仕組みがあることが大切です。

本市においては、さまざまなボランティア団体が活動していますが、アンケート結果では人手不足や高齢化を懸念する声が挙がっています。若い世代を中心にボランティアをはじめとする福祉活動に対する参加意欲があることから、多くの市民がボランティア活動に気軽に参加できるための仕組みづくりが必要です。

このため、ボランティア活動の参加機会の提供や人材育成、ボランティア団体などへの支援に取り組みます。

施策の内容

（1）ボランティア機会の提供

取組内容	市民・ 地域	社会福祉 協議会	市
ボランティア活動に参加する気持ちを大切にし、参加している家族を応援します。	◎	☆	
趣味や経験を活かしてボランティアに参加します。	◎	☆	
地域の行事などを通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりを進めます。	◎	☆	☆
ボランティアセンター機能の充実を図ります。		◎	
福祉バザーなどを活用し、ボランティアの大切さや活動内容を周知します。		◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(2) ボランティア、NPO、市民活動団体への支援

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
公的なサービスでは難しい市民・地域ニーズや地域生活課題に柔軟に対応した活動を行っているボランティア、NPO、市民活動団体などとの連携・支援を検討します。	☆	☆	◎
ボランティア団体、NPO、市民活動団体との交流を図り、情報交換を行います。	☆	◎	◎
ボランティア連絡会の活動を積極的に支援し、同じ趣旨や目的で活動する団体間の連携を図ります。		◎	
ボランティア活動を支援します。	☆	◎	☆

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(3) ボランティアの人材育成

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
ボランティアセンターとの連携強化を図ります。	☆	◎	◎
ボランティアコーディネーターの配置及び養成を図ります。	☆	◎	☆
ボランティア活動に関する啓発やボランティアとして活躍が期待される人材の発掘に努め、ボランティア人材登録の拡大を図ります。		◎	☆
ボランティアセンターへの支援を行います。			◎
ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図ります。		◎	☆
ボランティア人材の育成に努めます。	☆	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

基本目標3

安心して暮らせる地域づくり

1. 安全・安心を支える体制を充実しよう

近年、地震や大雨による大規模な災害が発生しており、市民の安全・安心への意識が高まっています。

本市においては、各地域で危険箇所の把握やさまざまな避難訓練などを行っていますが、標高の低い地域では津波に対する避難場所が少ないことを懸念する声や街灯設置を望む意見が挙がっています。

このため、市民が犯罪に巻き込まれないよう、防犯や交通安全活動の推進を行うとともに、平時から地域で協力して行うことができる避難支援体制や連絡体制の強化に取り組みます。

施策の内容

（1）防犯・交通安全活動の推進

取組内容	市民・ 地域	社会福祉 協議会	市
防犯や交通安全のため、見守りパトロール活動を行います。	◎		
市民の交通安全や防犯の意識を高めるため、回覧板や防災無線などで周知啓発します。	◎	◎	◎
学校やPTAなどの関係団体や機関が連携し、交通安全活動や防犯活動に取り組みます。	◎		◎
交通事故や防犯のため、防犯灯の設置に対して助成します。			◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
災害時にはすぐに避難できるよう、防災用具や避難場所、避難経路を確認しておきます。	◎		
メールやホームページなどを使い、防災に関する情報を提供します。	☆		◎
災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合います。	◎		
緊急連絡網を作成し、災害時や緊急時に助け合える体制を築きます。	◎	☆	
子どもや一人暮らし高齢者、障がいのある人など、災害時や緊急時の要援護者を把握します。	◎	◎	◎
地域単位で防災訓練などを行います。	◎	☆	◎
防災士ネットワークなどと連携を図り、災害ボランティアを育成します。		◎	☆
ラジオの受信やインターネット環境の整っていない地域の改善を図ります。			◎
避難場所などを周知し、すぐ避難できる体制を整えます。	☆		◎
避難場所になっている施設のトイレは、高齢者や障がいのある人でも使いやすいように整備します。			◎
地域の防災体制を強化するため、自主防災組織率の向上を図ります。	◎		◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する



2. 健康づくりに取り組もう

市民が生涯にわたって健やかな生活を送るためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

本市においては、保健師などの専門職が生活習慣改善・行動変容に向けた個別のアドバイスを行っているほか、疾病予防・こころの健康などさまざまなテーマに応じた健康教育にも取り組んでいます。

心身の健康を保ち続けることが地域福祉を支える基盤となるため、市と市民が一体となった健康づくりや介護予防などの推進に取り組みます。

施策の内容

（1）健康づくりの推進

取組内容	市民・ 地域	社会福祉 協議会	市
健康づくり推進員や食生活改善推進員、NPOなどと連携して地域活動を推進するとともに、市民へ健康づくり活動の周知を図ります。	◎	☆	◎
検（健）診の受診体制の整備を図り、疾病の早期発見に努めます。	◎		◎
地域で行われている介護予防活動に積極的に参加し、介護予防と社会参加に努めます。	◎	☆	◎
要介護状態の重度化防止を図るために、多職種によるチームケアに取り組みます。	☆	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

基本目標4

地域福祉を推進する仕組みづくり

1. 新たな福祉ニーズに対応する仕組みをつくろう

地域では、少子高齢化や核家族化に伴う家族機能の変化、地域のつながりの希薄化などから、さまざまな課題が複雑・多様化し、世帯単位で課題を抱えるといった状況もみられるようになってきています。こうした課題に対して、あらゆる市民が役割を持ち、地域全体で支える力を再構築していくことや新たな福祉ニーズに対応する仕組みが求められています。

このため、自助・互助の取組を育みつつ、対象者の状況に応じて、各分野の枠を超えた包括的な相談や伴走的支援を行うなど、多様なニーズに対応した支援体制の構築に取り組みます。

施策の内容

（1）包括的な支援体制の推進

取組内容	市民・ 地域	社会福祉 協議会	市
地域づくりをみんなで推進するため、福祉以外の分野の団体などに対して地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援します。	☆	◎	◎
「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備に取り組みます。	☆	◎	◎
相談に来られない人や自ら支援を求めることができない人に関する情報を受け止める体制の整備を推進します。	☆	◎	◎
地域住民の相談を包括的に受け止める場が安心して相談を受け止めることができるよう、バックアップ体制を整備します。	☆	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(2) 分野横断的な相談体制の推進

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
各機関に所属する地域福祉コーディネーターやその役割を担う職員の横断的連携を図り、複合的に複雑な相談に対しても適切な支援につなげられるよう、体制づくりに努めます。	☆	◎	◎
「制度の狭間の課題」に関係機関が連携して対応する体制づくりに努めます。	☆	◎	◎
生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの自立を図るため、就労やその人に応じた必要な支援を行います。	☆	◎	◎
相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら、課題解決力の向上に取り組みます。	☆	◎	◎
地域住民の生活課題の解決につなげるため、専門職能団体と連携し、専門職個人が参加しやすい環境づくりに努めます。	☆	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

2. サービス向上の仕組みをつくろう

福祉サービスは、子育て家庭、高齢者、障がいのある人などそれぞれの状況に応じた適切なサービスが提供され、安心して利用できるものであることが必要です。

本市においても、社会環境の変化に伴い、市民から求められるサービスが複雑・多様化している状況にあります。

また、認知症高齢者や障がいのある人が、判断能力が不十分なために財産の管理や契約などで不利益を被らないよう、情報や制度の十分な周知が求められています。

このため、利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、サービスの質の向上やサービス利用者の権利を擁護するとともに、福祉関係団体などとのネットワークを構築する取組を行います。

施策の内容

(1) サービスの質の向上

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、質の高い安心と信頼のできる在宅福祉サービスの提供に努めます。	◎	◎	◎
地域で安心して子育てできるよう、子育てに関する施策や相談体制の充実に努めます。	◎	☆	◎
さまざまな利用者のニーズに的確に対応していくため、新しいサービスや取組を検討します。	◎	◎	◎
地域福祉を担う人材の知識や技術のスキルアップを図り、サービスの質の向上に努めます。	◎	◎	◎
新たに資格取得をめざす学生や専門職員などと連携を図り、福祉サービスに従事する人材の育成・確保を図ります。	◎	◎	◎
各種福祉分野にかかる個別計画を推進します。	☆	☆	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(2) 権利擁護事業の普及・啓発

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
個人情報の取扱いやプライバシーに十分注意を払い、守秘義務を守ります。	◎	◎	◎
法律相談などを利用しやすいように工夫します。		◎	◎
成年後見制度※や日常生活自立支援事業※の理解を深めます。	◎	☆	☆
成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知啓発に取り組みます。	☆	◎	◎
障がいのある人への障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供などの普及啓発を推進します。	☆	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

(3) 福祉関係団体などのネットワーク構築への支援

取組内容	市民・地域	社会福祉協議会	市
福祉関係団体なども地域の一員であることを意識し、協働して地域活動に積極的に参加します。	◎	◎	◎
福祉関係団体のネットワークを構築し、連携・協力を図ります。	◎	◎	◎

◎：中心となって取り組む ☆：連携・協働・協力する

※成年後見制度：認知症や精神障がいなどによって判断能力の不十分な人が不利益を受けないために、家庭裁判所に申請してその人を保護又は支援してくれる人（成年後見人）を付ける制度。

※日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力の不十分な人が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うこと。

第6章 計画推進のための成果指標

第6章 計画推進のための成果指標

本市では、本計画に掲げる施策の推進状況を評価・点検する指標について、以下のとおり設定します。

No.	項目	単位	現況値	目標値
			平成29年度	平成35年度
1	福祉意識の高揚のための広報・啓発活動、研修会、イベントなどの年間開催回数	回	28 (平成28年度)	36
2	シルバー人材センターの会員数	人	77	120
3	高齢者クラブの加入者数	人	705	1,000
4	障がい者の法定雇用率達成割合	%	100.0	100.0
5	民生委員児童委員の充足率	%	100.0	100.0
6	地域福祉コーディネーターの養成人数	人	12	100
7	ボランティアの登録団体数	団体	24	30
8	串間市地域見守り活動に関する協定の参画事業所数	事業所	5	18
9	認知症サポーターの養成人数	人	1,500	3,400
10	自主防災組織の組織率	%	88.2	100.0
11	健康教育の参加者数	人	1,410 (平成28年度)	2,000
12	要介護認定率	%	17.43 (平成28年度)	17.90
13	社会福祉法人において地域貢献を行った法人の割合	%	75.0	100.0
14	生活困窮者の自立相談支援機関における1か月あたりの新規相談受付件数	件	4	7
15	放課後児童健全育成事業の実施箇所数	箇所	7	7
16	延長保育の実施箇所数	箇所	12	12
17	居住生活支援のサービスを受けている障がい者数	人	41 (平成28年度)	55
18	地域子育て支援センターの年間利用者数	人	11,970 (平成28年度)	12,000
19	社会福祉協議会の賛助会員数	人	1,144	1,400

第7章 計画の推進のために

第7章 計画の推進のために

1. 「みんなで取り組む地域福祉の推進」をめざして

住み慣れた地域で安心して暮らしていく社会を築くためには、市民・地域、社会福祉協議会、市の「協働」による取組が不可欠です。このため、本計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会だけでなく、地域福祉のさまざまな担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。

(1) 市民の役割

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、地域活動に積極的に参画していくことが第一歩となります。

日頃からあいさつや声かけなど自分がすぐに取り組むことができるることを実践し、困ったときにはお互いに支え合える関係を築くことが大切です。

(2) 地域の役割

地域には、市民に最も身近な組織である自治会をはじめ、民生委員児童委員、地区社会福祉ふれあい推進連絡協議会、ボランティア、NPO、市民団体、福祉関係事業所など、さまざまな団体があります。これらの団体も地域社会の一員として、設立の目的や役割に沿ってともに地域福祉を支える存在であることを自覚するとともに、市民が具体的な地域活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的団体として位置付けられており、市や関係団体と連携し、市民主体の福祉のまちづくりを推進していく役割があります。

そのため、市と協働して本計画の推進役を担うとともに、地域福祉活動のコーディネートや地域における福祉ニーズの把握、地域生活課題の解決に向けた取組を推進する役割があります。

(4) 市の役割

本計画の策定主体である市は、市民福祉の向上をめざして、福祉施策を効果的かつ総合的に推進する役割があります。

そのため、地域福祉を推進する関係団体などの役割を踏まえ、相互に連携・協力を図りながら計画を推進します。

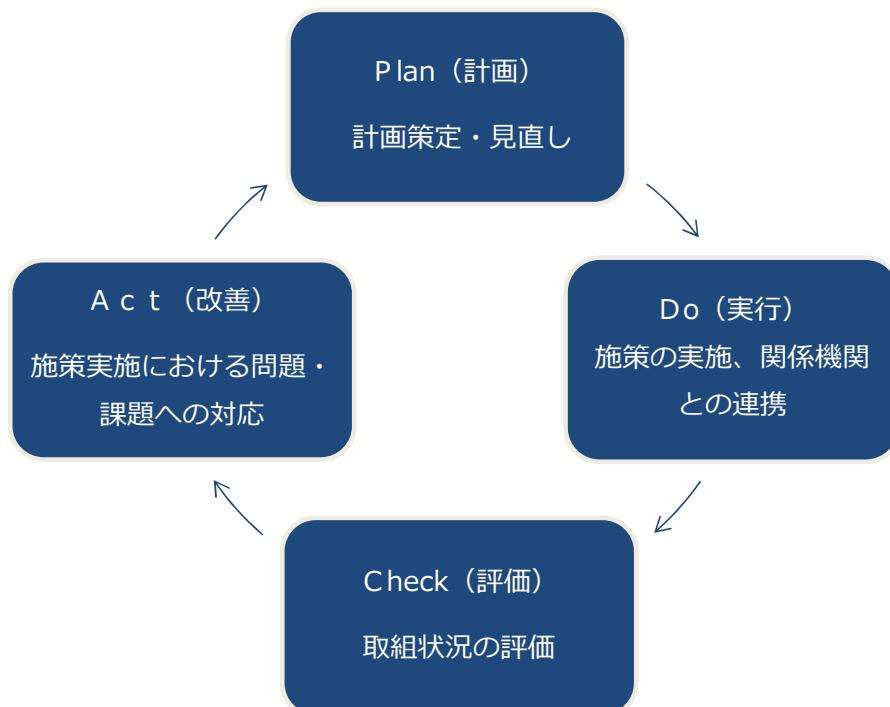
また、地域福祉の推進にあたっては、府内各課と連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進します。

2. 計画の点検・評価

本計画の実施状況は、各関係機関の代表者などで構成する「串間市地域福祉推進会議（仮称）」において定期的に点検・評価します。

また、本計画の実施状況を広く市民に周知していくため、広報紙や市ホームページなどを活用して市民が施策や取組内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

■串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画の継続的な推進管理体制



資料編

資料編

1. 第2期串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過

期日・期間	開催事項等
平成29年9月	市民アンケート調査
平成29年10月	事業所調査
平成29年10月12日	地域福祉座談会
平成29年11月20日	第1回串間市地域福祉計画策定事務連絡会議 ・素案の審議（第1章） ・市民ニーズ調査の結果 ・計画策定スケジュール ・現計画の進捗
平成29年11月24日	第1回串間市地域福祉計画策定委員会 ・委員の委嘱 ・素案の審議（第1章） ・市民ニーズ調査の結果 ・計画策定スケジュール ・現計画の進捗
平成29年12月19日	第2回串間市地域福祉計画策定事務連絡会議 ・市民アンケートの結果 ・素案の審議（第2章～第4章）
平成29年12月27日	第2回串間市地域福祉計画策定委員会 ・市民アンケートの結果 ・素案の審議（第2章～第4章）
平成30年1月16日～ 1月22日	庁内各課へ取組内容の照会
平成30年1月17日	第3回串間市地域福祉計画策定事務連絡会議 ・素案の審議（第5章～第7章）
平成30年2月1日	第3回串間市地域福祉計画策定委員会 ・素案の審議（第5章～第7章）
平成30年2月5日～ 3月2日	パブリックコメント

2. 串間市地域福祉計画策定委員会設置条例

串間市地域福祉計画策定委員会設置条例

平成24年3月30日串間市条例第11号

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関する事項を検討するため、串間市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に係る調査及び研究に関する事項
- (2) 地域福祉計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、地域福祉に関して学識経験を有する者、地域福祉に携わる者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、出席委員の同意を得て、必要と認める者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3. 串間市地域福祉計画策定委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	串間市社会福祉協議会	会長	武田 憲昭	
2	串間市民生委員児童委員協議会	会長	立本 伊佐男	副委員長
3	串間市自治会連合会	会長	河野 日出男	委員長
4	串間市介護支援専門員連絡会	副会長	豊島 正子	
5	串間市高齢者クラブ連合会	会長	門川 公雄	
6	串間市障がい者自立支援協議会	会長	中村 敏子	
7	日南串間肢体不自由児・者父母の会	会長	松田 佳代	
8	串間市保育会	会長	岡留 浩	
9	串間市P T A協議会	副会長	山下 智奈美	
10	串間市福祉事務所	所長	河野 博彦	

第2期

串間市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行日 平成30年3月

発 行 串 間 市
串間市社会福祉協議会

〒880-0001
宮崎県串間市大字西方9365番地8
電話(0987)72-1123
